

むつ市議会第194回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成19年12月14日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 18番 横 垣 成 年 議員

(2) 26番 川 端 一 義 議員

(3) 3番 新 谷 泰 造 議員

(4) 17番 工 藤 孝 夫 議員

(5) 19番 富 岡 幸 夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|
| 2番 | 澤 | 藤 | 一 | 雄 | 3番 | 新 | 谷 | 泰 | 造 |
| 4番 | 目 | 時 | 睦 | 男 | 5番 | 高 | 田 | 正 | 俊 |
| 6番 | 新 | 谷 | | 功 | 7番 | 白 | 井 | 二 | 郎 |
| 8番 | 馬 | 場 | 重 | 利 | 9番 | 山 | 本 | 留 | 義 |
| 10番 | 千 | 賀 | 武 | 由 | 11番 | 菊 | 池 | 広 | 志 |
| 12番 | 富 | 岡 | | 修 | 13番 | 佐 | 々 | 木 | 隆 |
| 14番 | 野 | 呂 | 泰 | 喜 | 15番 | 岡 | 崎 | 健 | 吾 |
| 16番 | 鎌 | 田 | ち | よ | 子 | 17番 | 工 | 藤 | 孝 |
| 18番 | 横 | 垣 | 成 | 年 | 19番 | 富 | 岡 | 幸 | 夫 |
| 20番 | 斉 | 藤 | 孝 | 昭 | 21番 | 中 | 村 | 正 | 志 |
| 22番 | 浅 | 利 | 竹 | 二 | 郎 | 24番 | 半 | 田 | 義 |
| 26番 | 川 | 端 | 一 | 義 | 27番 | 山 | 崎 | 隆 | 一 |
| 28番 | 川 | 端 | 澄 | 男 | 29番 | 村 | 川 | 壽 | 司 |
| 30番 | 村 | 中 | 徹 | 也 | | | | | |

欠席議員（3人）

| | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 川 | 下 | 八 | 十 | 美 | 23番 | 佐 | 々 | 木 | 肇 |
| 25番 | 菊 | 池 | 一 | 郎 | | | | | | |

説明のため出席した者

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|
| 市長 | 宮 | 下 | 順 | 一 | 郎 | 副市長 | 田 | 頭 | 肇 |
| 収入役 | 田 | 中 | | 實 | | 教員 | 山 | 本 | 文 |
| 教育長 | 牧 | 野 | 正 | 藏 | | 委員 | 杉 | 山 | 重 |
| 代表 | 菊 | 池 | 十 | 三 | 夫 | 公管 | 佐 | 々 | 木 |
| 監査 | | | | | | 企業 | | | |
| 委員 | 坂 | 本 | 正 | 一 | | 業者 | | | |
| 業 | | | | | | 管理 | | | |
| 会 | 西 | 堀 | 敏 | 夫 | | 員 | | | |
| 職 | | | | | | 理 | | | |
| 代 | 近 | 原 | 芳 | 栄 | | 會 | | | |
| 理 | 佐 | 藤 | 節 | 雄 | | 長 | | | |
| 務 | | | | | | 總 | 齋 | 藤 | 純 |
| 部 | | | | | | 務 | | | |
| 室 | | | | | | 部 | 阿 | 部 | 昇 |
| 長 | | | | | | 長 | | | |
| 企 | | | | | | 企 | 佐 | 藤 | 吉 |
| 画 | | | | | | 画 | | | 男 |
| 部 | | | | | | 部 | | | |
| 事 | | | | | | 長 | | | |
| 長 | | | | | | 民 | 佐 | 藤 | 純 |
| 社 | | | | | | 生 | | | 一 |
| 長 | | | | | | 部 | | | |
| 保 | | | | | | 長 | | | |
| 健 | | | | | | 經 | | | |
| 福 | | | | | | 濟 | | | |
| 社 | | | | | | 部 | | | |
| 長 | | | | | | 長 | | | |

| | | | |
|-------------|------|-------------|-------|
| 建設部長 | 成田豊 | 建設部 | 石田三男 |
| 教育部長 | 新谷加水 | 公企業局 営長 | 小川照久 |
| 監査委員 長 | 遠藤雪夫 | 企次画部長 | 千船藤四郎 |
| 企副企 画課長 | 奥島愼一 | 企副財 政課長 | 鈴木克郎 |
| 民副 對策課長 | 松橋秀人 | 民副 國課長 | 河野健二 |
| 保福副 健康課長 | 吉田市夫 | 建副 土木課長 | 太田信輝 |
| 選委 事務局長 | 大芦清重 | 農委 事務局員 | 村川修司 |
| 民 年総括主幹 | 大橋誠 | 民 對總括主幹 | 竹山清信 |
| 經商 工觀課長 | 中嶋達朗 | 建都 市設計課長 | 山本伸一 |
| 民 年課長 | 田中宏司 | 川 庁舎所長 | 工藤昭治 |
| 大 庁舎所長 | 伴邦雄 | 大 産業課長 | 澤谷松夫 |
| 協 庁舎所長 | 船澤桂逸 | 總 務課長 | 松尾秀一 |
| 總 務係課長 | 吉田真 | 總 務政務係主任 | 栗橋恒平 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 小島昭夫 | 次長 | 高田文明 |
| 總括主幹 | 工藤昌志 | 總括主幹 | 柳田明諭 |
| 庶務係長 | 金澤寿々子 | 庶務係主任 | 濱村勝義 |
| 調査係主 | 石田隆司 | 議事係主 | 井戸向秀明 |

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、横垣成年議員、川端一義議員、新谷泰造議員、工藤孝夫議員、富岡幸夫議員の一般質問を行います。

横垣成年議員

○議長（村中徹也） まず、横垣成年議員の登壇を求めます。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 皆さん、おはようございます。むつ市議会第194回定例会に当たり、日本共産党横垣成年、一般質問を行います。理事者におかれましては、前向きのご答弁をよろしく願いいたします。

まず、第1点目、国保税会計の諸問題について

であります。国保会計は、平成20年度、私の予想ですと、約2億円の不足が予想されます。その対応についてとして私は、前回9月定例会で取り上げました。しかしながら、後期高齢者医療制度などの詳細が明らかになっていない、今年度より負担が重くなるのかについては、現時点では示すことができないとの答弁でありました。いつの時点で明らかになるのでしょうか、お聞きいたします。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。詳細が明らかになるにつれて、市民が大変驚いている状況にあります。75歳になったら早く死ねということか、社会に貢献してきた我々をこんなにも粗末にするのかなどという声が私のところに届いております。日本の自民公明政治は、負担する能力が十分にある会社や人々から負担を求めず、負担を求めてはいけないうところにどんどん手をつけ、負担を求めております。

昨年平成18年度から障害者自立支援法として障害のある方から負担を求めました。来年、平成20年度からは、今言った75歳以上の方の医療制度を別枠にして負担を求める予定です。後期高齢者医療制度は、国の医療費がこれ以上ふえないようなシステムとなっております。ということは、青森県、岩手県などで医療費がふえれば、各県で負担をし、75歳以上の方の負担、保険料が高くなるということとあります。

また、医療費をふやさないために今の制度、個々の診療に診療報酬を支払うという今の制度はやめ、例えば注射やリハビリを何本、何回やっても1カ月10本分、10回分しか診療報酬を支払わないとかという包括制度を導入しようとしております。後期高齢者医療制度は、まるで高い保険料と劣悪な医療制度を目指しているようであります。

負担を求めてはいけないう人々に負担を求める日本の政治的貧困、ポリティカルプアというのでしょうか、100万人を超えるリッチクラス、富める

階級を生み出す一方、年収200万円以下の労働者約1,000万人、ワーキングプア400万世帯、生活保護108万世帯を生み出しております。2002年度末時点のデータでは、100万ドル、日本円で言えば1億1,700万円以上の金融資産を持つ人は、世界で730万人、そのうち日本は124万人に達したそうでありました。日本は、資産家への減税に次ぐ減税で、資産家124万人をさらに150万人、200万人と目指しているようでありました。資産家というのは、多くの貧困層があって成り立つものであり、日本は、このままでいくとさらなる貧困層を生み出していく社会となるであります。

さて、後期高齢者医療制度は、75歳以上の方に対して大変過酷な制度になるものと思われまます。来年4月から始まる同制度は、まだまだ知られておりません。周知徹底について、市の体制をお聞きいたします。

また、今まで75歳以上の短期保険証、資格証明書発行は禁じ手でありました。いかなる理由があるろうとも発行すべきでないと思いますが、お聞きいたします。

また、同制度の凍結見直しの声が多くなっておりますが、市長としては県や国、広域連合に意見を上げる考えはないかお聞きいたします。

第2点目、下北地域広域行政事務組合への負担金がふえている問題であります。負担金増加の原因は何でしょうか。ごみ処理経費に限ってお聞きいたします。

第3点目、旧アークスプラザへの庁舎移転の諸問題についてであります。市政だよりに折り込んだ本庁舎移転アンケートの結果は、移転すべき、すべきでないという点でおおむねどういう状況でしょうか、お聞きいたします。

また、新築の場合は、最近の建築類似実施単価から50億円としているが、もっと具体的な根拠を示すべきではないか、お聞きいたします。

また、財政ではむつ市は県内で大変な自治体という指摘を受けております。既に早期健全化団体に該当するという報道もされております。また、破綻状態の財政再生団体になると起債制限をされ、それこそ庁舎移転に必要な合併特例債も使えなくなります。国の今の新基準、早期健全化団体をすっきり解除されてから市民の声を十分聞き、改めて考えるべきと思いますが、お聞きいたします。

第4点目、自然環境改善についてであります。その中で海岸ごみ対策についてお聞きいたします。

特にひどい海岸は、陸奥湾に面する新田名部川河口から野辺地にかけての海岸であります。陸奥湾のごみが西風によって打ち上げられるからだとは思っております。私が言うごみというのは、自然分解をしないごみのことであります。プラスチック、発泡スチロール、ペットボトル、瓶、缶、プラスチック製の網の破片や浮き玉、蛍光灯、豆電球、買い物袋など、私が小学生のころには海岸にごみなんて全くありませんでした。美しい砂浜でありました。砂浜で遊び、足の下がもぞもぞし、何だろうかとつかむとエビでありました。そのエビを焼いて丸ごと食べたあの味は今でも忘れません。

ところが、中学生のころから砂の中に瓶のかけらがまじるようになり、そのガラス片を裸足で踏みつけ、足の裏に大けがをするようになりました。ガラスは切れ味がいいものですから、ガラスを踏んだ瞬間は何も痛くないのです。あっ、ガラス踏んだと思い、足裏を見ると、ぱかっとう傷口がいている。そうしているうちに、徐々に血が噴出し、物すごい痛みが増してくる、そういうけがでありました。私は、それ以来砂浜を裸足で歩かないようになり、同時にごみがふえ始め、砂浜自体も汚くなり、海岸から遠ざかるようになりました。美

しい自然環境を後世に残す、これは私たち大人の責任ではないでしょうか。市として自然分解しない海岸ごみ対策を考えるべきと思いますが、お聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。どうぞご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、国保税についてのご質問についてであります。国保税につきましては、平成20年度からの制度改正に伴い、被保険者数及びその構成が大幅に変わること並びに課税方式が医療分と介護納付金分の2つの方式から後期高齢者支援金分を加えた3つの方式になることから条例改正が必要であることは、9月定例会において横垣議員のご質問にお答えしたとおりであります。

このことを踏まえ、歳入歳出の的確な積算のうえ条例案を作成しなければなりません。70歳以上の患者負担の凍結等の影響もあって、厚生労働省の作業がおくれており、積算のための基礎数値等の大部分がまだ示されていない状況であります。今後それらの数値が示され次第、国保税の必要額を算定し、その後国保運営協議会にお諮りし、次の定例会に提案する予定であります。

なお、9月定例会でもご答弁申し上げましたように、国保特別会計の財源不足は国保税で対応する考えでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、後期高齢者医療制度についてのご質問にお答えいたします。まず、制度の周知徹底を図るべきとのご意見についてであります。被用者保険の被扶養者に係る半年間の保険料凍結案の浮上等、制度に流動的な部分があり、広報がおくれぎみとなっておりますことは、横垣議員ご指摘のと

おりでありまして、実務を担う私どもといたしましても、気をもんでいるというのが率直なところであります。

制度の概要につきましては、10月の市政だよりに掲載いたしました。一番関心のあると思われる保険料が具体的に決まっていなかったこともあり、広報を控えざるを得なかったというのが事実であります。

今後につきましては、去る11月27日に開催された青森県後期高齢者医療広域連合議会において保険料等が決定されましたので、保険者である広域連合において独自のパンフレットを毎戸配布したり、新聞掲載、テレビスポット放送により制度の周知を図る予定となっておりますし、国においてもポスター等を作成し、医療機関や公共施設に配布、掲示する予定となっております。市といたしましても、市政だより等を活用し、周知徹底を図りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、制度の概要及びご質問の2点目、短期保険証、資格証明書の発行につきましては、民生部長から説明させます。

次に、ご質問の3点目、制度の凍結、見直しを国、県、広域連合に意見を上げる考えはないかとのことですが、既に法律は改正され、青森県後期高齢者医療広域連合の設立につきましては、昨年の12月定例会におきまして御議決をいただいておりますので、議会の決定を無視して制度の凍結を国等に意見するわけにはまいりません。しかしながら、電算処理システムの構築についても、補助金が交付されたとはいえ、約2,500万円の負担をしておりますし、また新聞報道等でもご存じのこととは思いますが、軽減した保険料を県が4分の3、市町村が4分の1を負担するという保険基盤安定制度もあり、現行の老人保健法ではなかった新たな負担をすることになります。

ご存じのように、私は広域連合の議員でもありますので、広域連合の裁量の範囲内で市町村や被保険者である高齢者の負担が過度にふえることのないよう適正な制度の運営について意見を述べていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の下北地域広域行政事務組合への負担金についてのご質問にお答えいたします。ごみ処理に係る負担金が増加している原因は何かとのご質問であります。平成15年度決算額と平成18年度決算見込み額を比較いたしますと、負担金は5億2,051万3,000円の増額となっております。その主な内訳といたしまして、じん芥処理費が2億1,612万5,000円の増、公債費が3億657万1,000円の増となっております。

まず、じん芥処理費増の主な要因であります。アックス・グリーンでは、ごみを高温反応炉で溶融する際に発生する可燃ガスを燃料として自家発電を行い、施設で使用する電気を賄っておりますが、ごみの分別等が進んだことによりごみ量が減少したために可燃ガスが不足し、自家発電量が減少となり、それを補うために外部から購入した電気料金が増加しております。

また、炉の温度を上げるために使用する液化石油ガスの購入価格が1トン当たり3万5,000円から6万6,510円に高騰したことにより費用が増加したものであります。このようにじん芥処理費については、当初予想できなかった物価変動、ごみの変動に伴うものであります。

次に、公債費についてであります。アックス・グリーンの建設時に借り入れした起債の元金の償還が平成18年度から開始となったことにより増額となっております。以上がごみ処理費の負担金が増となっている理由でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、庁舎移転についてお答えいたします。ま

ず、10月25日号の市政だよりに掲載したアンケートの結果についてのご質問ですが、11月30日の締め切りまでで221通のご回答をいただきました。このアンケートは、庁舎移転について直接賛成、反対の意思表示を求めたものではありませんので、いただいたご意見、内容から類推した分類でしかありませんが、ご意見をご記入いただいた188件のうち移転に賛成及び容認の立場でご要望等をいただいたものが86件、反対の方が76件、どちらの立場が判断しかねるものが26件でありまして、まとめますと賛成、容認が合わせて46%、反対が40%、その他14%と分類されます。

移転に反対の方の主な理由といたしましては、現在の財政状況を憂い、借金を重ねるべきでないとするものが圧倒的多数でありまして、ほかに雇用の促進のため再度商業施設にというご意見、現在の道路事情などから場所がよくないとするご意見、庁舎移転より先に取り組むべき施策があるとするご意見などもいただいております。このアンケート結果につきましては、市のホームページや市政だより、また今後予定される市民説明会の場などで紹介してまいりたいと考えております。

次に、庁舎を新築した場合、50億円の建設費を要するとの説明をしているが、その具体的根拠を示すべきとのご質問にお答えいたします。議員ご発言の具体的な工事費を算出するためには、基本設計等を委託し、算出することも考えられますが、本計画の場合、新築を想定していないことから、推定工事費を算出する一般的な手法として、類似施設の平方メートル当たり単価を参考とし、特殊性がある場合、それらを加味するのが通例となっておりますことから、その手法を用いたものであります。したがって、本件の場合、近接の岩手県内における庁舎新築を例としまして、平方メートル当たり単価の36万円を庁舎エリア部分面積の1万3,700平方メートルに乗じて約50億円と試算

したものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定める基準をクリアできる財政状態になってから本庁舎移転を考えるべきとのご質問にお答えいたします。本法律は、財政の健全性に関する実質赤字比率、実質連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を定義し、財政再生団体と早期健全化団体の区分が示されておりますが、いまだその指標の基準はすべてが明確になっているわけではありません。

まず、財政再生団体についてであります。将来負担比率を除く3つの指標のうち1つでも財政再生基準以上となる場合には、夕張市の準用財政再生団体と同様なものとして、年度末日までに財政再生計画を議会の議決を経て総務大臣に協議し、その同意を求めなければなりませんし、横垣議員申されますように、起債の制限を受けることとなります。

財政再生団体の転落ラインは、実質赤字比率が標準財政規模の20%、約32億円と予想されますので、本定例会でお示ししております赤字解消計画を確実に実行することにより、本市が財政再生団体へ転落する心配はないものと考えております。

また、いまだ正式には発表されておりませんが、これまでの国の情報から判断しますと、その他の指標の再生基準も上回ることはないものと考えております。

一方、早期健全化団体に該当するかどうかは、現在のところ正式にはその基準が示されておられませんので、深く言及することはできませんが、仮に早期健全化団体に該当した場合は、議会の議決と外部監査を経て財政健全化計画を定めることとなります。財政健全化計画の作成は、赤字解消計画の作成と同様に、歳入歳出見込みを積み上げていくものとなりますので、計画自体は赤字解消計

画と同様のものになると考えております。

今定例会にお示ししております赤字解消計画は、本庁舎移転に係る経費を計画に組み入れておりますし、そのうえで平成23年度に赤字解消が達成できる計画となっております。したがって、本庁舎移転を並行して進めても、赤字解消の目標は達成できるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、4点目の自然環境改善についてのご質問にお答えいたします。横垣議員お話しのとおり、海岸ごみ問題は、景観の悪化はもとより、漁業資源への悪影響のほか、ごみから浸出する汚染物質による生態系への影響など自然環境を保全するうえでも重大な社会問題となっております。申すまでもなく本市南部の海岸線は、陸奥湾の東部に位置し、海流の関係と西風の影響により瓶、缶、自然木、発泡スチロール、漁業系廃棄物など国外からのものも含め多くの漂着物があります。市では、これまでも町内会、学校、漁業関係者など多くの方々のご協力をいただきながら海岸清掃を実施してまいりました。平成18年度には、浜奥内漁港近隣海浜清掃事業を、また平成18年、平成19年度には浜奥内海水浴適地付近の漁場環境美化活動推進事業として海水浴適地や漁港周辺を中心とした海岸清掃を実施してありまして、平成20年度も引き続き事業採択していただくよう県に要望いたしております。

いずれにいたしましても、広域的な取り組みが必要でありますことから、県に対して漂着物の回収について協力していただくよう強く働きかけてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 私から後期高齢者医療制度の概要及びご質問の2点目、短期保険証、資格証明書の発行につきましてお答えいたします。

まず、制度の概要をご説明いたしますと、現行の老人保健法との大きな相違点は、後期高齢者医療制度が独立した医療制度であり、国民健康保険あるいは被用者保険の資格を喪失し、広域連合が保険者である後期高齢者医療制度の資格を新たに取得するということとなります。

被保険者証、いわゆる保険証は、1人に1枚交付され、保険料も一人一人に賦課されます。保険料は、均等割と所得割で賦課され、青森県の場合は均等割額が4万514円、所得割率が7.41%であり、低所得者に係る軽減措置後の1人当たりの平均保険料は4万6,374円と全国一低い保険料となっております。

なお、被用者保険の被扶養者であった方については、特別措置といたしまして、平成20年度分の保険料については4月から9月までの保険料は無料、10月から翌年3月までは9割軽減されることになっており、平成21年度においては、均等割が5割軽減されることになっております。

また、保険料上限額を50万円としたほか、葬祭費として5万円を支給することなどが決められております。

保険料の徴収については、原則的に老齢年金等からの天引き、いわゆる特別徴収されることとなります。ただし、年金額が18万円以下で介護保険料と合算し、年金額の2分の1を超えないことという条件がございます。特別徴収の方法は、介護保険料と同じ方法で行われます。したがって、特別徴収される方については、平成20年4月分の年金から徴収されることとなりますので、4月初旬に保険料の賦課通知を発送するよう準備を進めております。

4月、6月、8月は、平成18年中の所得に基づき算出されるため、仮徴収となり、10月、12月、翌年2月は平成19年中の所得に基づき算出され、過不足が調整された本徴収となります。ただし、

先ほど申し上げた被用者保険の被扶養者であった方については、4月、6月、8月は特別徴収はなく、10月からとなります。普通徴収となる方は、7月から賦課されますので、仮徴収はございません。

普通徴収の期割りについては、国民健康保険税と同様に8期割の予定で条例を制定する予定であります。

普通徴収の最初の納期が7月になった理由については、介護保険の賦課が7月からという市町村がほとんどであり、事務を効率的に処理するため、全県統一して7月から賦課することとし、また仮徴収も行わないということに決定されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、短期保険証、資格証明書は発行すべきではないとのご意見についてですが、特別の事情がないにもかかわらず、1年以上保険料を納付しない方については、被保険者資格証明書を交付することになっておりますが、資格に関しては広域連合にすべての決定権があり、市町村での調査内容により最終的には広域連合が決定することとなります。

広域連合では、法令に定めのあるほか、統一基準や要綱を定め対応する予定になっておりますが、まだ具体的には決まっていないとのことです。保険料を納付することが困難である方については、保険料の減免や徴収猶予等の制度が設けられる予定でありますし、所得の少ない方については保険料の軽減措置もあります。例えば年金額が153万円以下の単身世帯1人分の保険料は1万2,100円であり、月額換算で約1,000円となります。広域連合で平成18年の所得をもとに試算したところによりますと、むつ市の場合、被保険者全体の約50%の方がこの7割軽減の措置を受けることになり、5割軽減、2割軽減の措置を受けの方も合わせて約10%おります。また、普通徴収になる方

が約2割しかいないこともあり、保険料を滞納する人数はかなり少ないものと推測しております。

しかしながら、何らかの事情で保険料を滞納することになった方については、滞納の原因が何なのか、減免や徴収猶予等の措置が受けられないのか等滞納者と折衝を繰り返しながら、画一的、機械的に処理することなく、また安易に資格証明書を交付することのないようにきめ細かな対応に努めてまいりたいと存じます。

広域連合との実際の事務のやりとりについては、まだ具体的に決められておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） まず第1点目にお聞きしました国保会計の諸問題について再質問させていただきます。

財源不足は国保税で対応するというふうな答弁でありましたから、当然2億円の不足が発生すれば2億円は市民の負担で国保税が引き上げられる、そういうことになります。それで、今の時点では明らかにできないとして、明らかにできるのは3月定例会だろうということであると、当然保険料は6月に切符が発送される。議会で発表されて、すぐにもう値上げが加味された保険料が各世帯に届くということで、こういうやり方というのも、それこそ市民が払う準備ができていないうちに、例えばもしの話ですが、2億円とか3億円の引き上げがなされるとなれば、大変市民にとっては驚く、そういう状況になると思います。

例えばもし2億円を負担してもらうとなれば、1世帯当たりどのくらい値上げになるものでしょうか、お聞きいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

3月定例会で条例改正し、4月施行では市民の皆様が戸惑うのではないかとのご質問かと思いま

す。国保税に係る条例改正につきましては、周知期間を十分にとるため、本定例会への提案を予定しておりましたが、先ほど市長答弁のとおり理由から、次の定例会へ延期せざるを得ない状況であることをご理解願いたいと思います。

ちなみに、県内の他市の対応を調査したところ、すべての市が3月定例会へ提案するとのことあります。なお、条例が改正された場合には、エフエムアジュール及び市政だより等により周知徹底を図ってまいりますし、年金から特別徴収される方には、4月の徴収の際に改正内容と10月以降の月々で徴収税額を調整する旨のお知らせを同封したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

額については、まだ試算できておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 今国保税の保険料は18億円、平成18年度決算書を見るとありますので、私もちょっと計算できません。済みません。かなりの負担になると思いますね、2億円だとして。これがもし3億円ということになると大変です、そういう状況は私はなるべく避けなければいけないのではないかなと思います。

市長は、二言目には、まちづくりの主役は市民ということを強調されております。そういう立場にあって、こういう2億円という、また3億円になるかもしれない、こういう負担を単純に市長は財源不足は国保税で賄う、対応する、こういう答弁を簡単にするのでありますけれども、こういう負担をどのように感じておりますか。かなり市民は負担がそれ以外にも多くて大変な状況にある。こういう負担をどのように感じているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 二言目にということなので

すけれども、私は第一義として、まちづくりの主役は市民であるというふうに常々お話をしているところでもありますので、お願いをします。

これは、あくまでも今の段階で2億円の財源不足が予想されるというふうなことでありますけれども、これはこれから試算を重ねまして、国保運営協議会にお諮りをいたしまして、また市民の代表、また識見者の方々のご意見を伺って決定をしていくという形になりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 何か国保運営協議会に責任を転嫁するような、そういう答弁のような気がしますが、やっぱり市長の立場というのがよく聞けなかった答弁だと思います。市長としては、例えばなるべく負担をさせないように努力するとか、やはりそういう答弁を私は欲しかったのであります。そのために私は、いろんな余分なことを今はやる状況にないと、財政的にも。であるから、私は庁舎移転は反対なのであります。そういうのもやっぱり見直しをしながら、一般会計からこういう国保会計に繰り入れる、そういう発想もしながら対応するべきだということを私は要望をして、次の質問に移りたいと思えます。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。まず75歳以上の短期保険証、資格証明書、これは今まで禁止手、やってはならないことだという、そういうルールがあったのですよね。それが今回の後期高齢者医療制度がつくられてから、結局このルールが取り払われてしまう、そういう社会に今、日本は進もうとしているし、それを国挙げてそのルール破壊を進めた、これが後期高齢者医療制度ではないかなと私は思っているのです。本当に高齢者にとっては過酷なやり方を準備している制度だと思います。

答弁では、機械的なやり方はしないと、大変前

向きな答弁をいただいたのであります。しかしながらまだ広域連合のほうでは詳細が決まっていない、こういう状況でありますから、また市長は広域連合の一議員であります。そういう立場からいって、広域連合ではこういう短期保険証、資格証明書を発行させない、その詳細をつくる際にはさせないという立場で臨んでもらうことはできないものではないでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど担当部長からもご説明をいたしましたけれども、特別な事情がないにもかかわらず1年以上保険料を納付しない方については交付することになっているということではありますが、むつ市でその方の内容をしっかりと調査いたしまして、最終的には広域連合が決定するというふうなことでございますけれども、この部分については、しっかりと広域連合のほうにはお伝えをしていかなければいけませんし、まだ詳細については先ほどご答弁申し上げましたように、決定をしていないという経過の中でございますので、その部分についてはお伝えをいたしたいと。画一的、機械的には処理することはしないというふうなことをお伝えをしておきます。そのようにしていただきたい旨もお伝えをしていきます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 宮城県の広域連合では、こういう取り決めをしたそうであります。ちょっとご紹介させていただきますが、ここは資格証明書を持つ人が、資格証明書を発行するという前提で今この広域連合では事務処理をしているのでしよう。そういう資格証明書を持つ人が病気やけがをした場合は、申請があれば保険証を再発行する、こういう形で連合会が対応するのだそうです。ですから、市長にあっては、ぜひとも最悪市長が、宮下市長が資格証明書を発行するべきでないという主張したにもかかわらず議会は多数決の世界ですか

ら、なかなかそのとおりいかなかった場合でも、市長としては、もし病気やけがをした場合は、申請があれば保険証を再発行する、そういう広域連合の対応があるということを紹介して、そういう形でもしっかりまた下支えをする、そういう制度にしてもらえればなというふうに思います。

この広域連合、後期高齢者についてであります。先ほど市長は凍結見直しの意見を上げる考えはないということであります。議会で議決されたのだけれども、この凍結見直しというのは、その後で発言しても、意見を上げて、これは構わないものではないかなと思います。一たん議決されたから、もう私はそれについては発言できないというのではなくて、やはり世の中というのは動いているものですから、一たん法律が決まったのだけれども、その法律が大変まずい法律だ、こういう声があれば、やっぱり主役は市民だと言っているのですから、市民が大変悲鳴を上げているのであれば、その声を届ける、これが連合会の一議員である市長の役目でもあると思います。そういう立場に立つならば、凍結見直しですから、今まで決まったものを全部否定するわけではないのですよ。こういう声があるよ、見直しもするべきでないかと、そういうふうな意見は何も上げてもいいのではないですか。だから、市長としては、そういう立場に立ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 主役である市民の代表の議会の御議決を賜っているというふうなことでございます。さらにこの制度、やはり先ほど答弁を申し上げましたように、これから何カ月かの間も、その70歳以上、金額がある程度決定をいたしましたけれども、制度の部分について、まだ熟知もされていない、周知もされていないということで、これからしっかりと周知をしていくという形をと

っておりますし、さまざまな軽減措置、これ等が今取り組まれているわけでございます。その意味からして、やはり国民主体という形の中で国の政策がこの後期高齢者制度においても進められているというふうに私は理解をしております。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） ちょっと前向きの答弁ではないのでありますが、市長は最初の答弁で、11月27日連合議会があったということで、何か新聞の報道を読むと、1名だけがそこで発言をしたということが書かれておりました。その中で、たしか市民団体も市長に資格証明書の発行等をやらないように、そういう趣旨の申し入れ等もたしか副市長が対応したと思いますが、市長に伝えるというふうな、そういう市民の意見を上げてほしいという要望があったかと思えます。それについては、残念ながら11月27日の連合議会に当然出席されたと思えますので、発言はしていなかったようでありませぬ。たしか宮下市長以外の別の方が1名だけ発言して、その議会はもう賛成多数で通ってしまったと。結局今の連合議会というのは、そういう形で首長、議長だけの議会ですから、ただ判こを押す議会というふうに今のところはなっているようであります。やはりそういう議会は今後とも改めていかなければいけないということを私は意見を述べながら、次の質問に移りたいと思えます。

庁舎の問題です。最初の答弁では、今の国の新基準、早期健全化団体、財政再生団体、財政再生団体には絶対ならないという答弁でありました。まず、ここで確認させていただきます。詳細が明らかにならないとかという答弁があったのですが、総務省が7日にいろんな指標を明らかにして、新聞もそれなりに計算してどどこが何%という数値を出しております。先ほど言った実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これもしむつ市で出しているのであれば、

直近の新しいデータ、18年度決算に基づいて出しているのであればご紹介してもらいたいと思います。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 財政健全化法にかかわる早期健全化基準等につきましては、12月7日に総務省のほうで一応暫定的に発表しておりますが、まだこの詳細につきましては、現在7日に発表したものに基づいて今月の19日まで全国に意見募集を行って、その後に政令、省令が交付される見通しでありますので、その段階でないとはっきりした数値を算出することができませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 私は、ある新聞で実質赤字比率、むつ市は13.4%とか、こういうふうな形でどんどん書いてるので、市としても早目に直近の新しいデータを出して、それこそ情報公開を市長は発信していきたいと、広報広聴機能の強化を市長は先頭に立って旗振りしているわけですから、そういうものも市民は大変知りたいと思っていますから、どんどん市としてはそういう情報を市民に伝えてもらいたいと思います。

先ほど財政再生団体にはならないというふうに断言いたしました。私は財政は予断は許さない状況だと思っています。新聞では、今公営企業ということで、これだけ抜粋して、むつ市の用地造成事業会計が960万%とかと、こういうふうな書き方をされて、大変注目されたのでありますが、こういう14億円の赤字を抱える公営企業をどうするのか。こういう問題だとか、今医療センターのほうでは、赤字がふえ過ぎて起債制限を受けている。

今一生懸命小川院長がメンタルヘルス科病棟、いわゆる精神病棟ですが、この改築をしようとしているのですが、大変危なくなっているという話

を聞いております。庁舎が先に建った、その後こういう大変市民が要望しているメンタルヘルス科病棟が建設できなくなった、こういう構図は私はつくるべきではないなと思うのですよね。それよりもやっぱり精神病棟、メンタルヘルス科病棟をしっかりとつくる、そして14億円の赤字を抱える用地造成事業会計もすっきりと精算をしていく、そういうことをしてから、いろんな手当てをしてから、最後にやっぱり庁舎移転、こういうのを考えるべき、これが順序ではないかなというふうに思っています。

そういう中で庁舎を移転して、確かに1万3,700平米、本当にゆったりした広さです。これ総務省で出している基準をしっかりとクリアしている広さであります。こういうゆったりとした庁舎に市長とか我々議員が入ってゆったりしている場合なのでしょうか。私そう思うのですよ。やっぱりそれ以前にもっと市民に手当てをしなければいけない、メンタルヘルス科病棟を改築しなくてはいけない、赤字の状況の会計をきちっと精算しなくてはいけない、そういうものを優先してやってこそその庁舎移転でなければいけないと思いますが、お考えをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今メンタルヘルス科病棟の件ございましたけれども、そちらは下北医療センターのほうで別途取り組んでいるということでございます。庁舎移転につきましては、先ほど壇上でご答弁しましたように、赤字解消計画の中にしっかりと組み入れ、そしてそれを見据えつつ進めていくというふうなことでございますし、さまざまなサービスの低下のないように赤字解消計画を進め、基本的にはその形で庁舎移転を果たしていきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） むつ市本庁舎移転基本計画、

しっかり読ませてもらいました。大変よくできているなと思うのですが、この庁舎移転計画書にも書いてあるのですが、この庁舎移転を急にしないといけないという、やっぱりその圧力というのは、私はここにも書いてあるように、合併をして64名の職員がふえてしまった、これによって当然駐車場も狭くなって、実務をする机等、そういうのも置けないくらい狭くなった、これが急激に移転を急がせた原因かなというふうにちょっとこれを読んで思ったのであります。そこでこれに対する対応を私は提案をしたいのです。この計画書に書いていますけれども、一番まずいのが建物の中で3,631平米の本庁舎が一番古くて昭和37年12月建設だと、これが市長が言う大変危険なものだと。それでも、ヘルメットをかぶらなくても庁舎に入れるから、まだ大丈夫なのでありましようけれども、これが大変だと。それ以外の建物はまあまあだもつということであります。

ですから、私は提案をしたい。やっぱりこの本庁舎、これについての3,631平米の対応をすることが一番お金のかからないやり方ではないかなというふうに思いました。この本庁舎が危ないのであれば、とりあえず2階を使わないようにして1階だけ使うと。それだとかなりまだ長もちはするように思います。また、バリアフリーも当然できるでしょう、市長室を1階におろせば。そうすると、市民が車いすでも市長室に入れる。そして、不足分をそれこそ今の旧アークスプラザに、例えば教育委員会だとか建設部、そういうところをあっちに移して、それだと2億円か3億円ぐらいであっち側の改修をするだけでしのげると思いますよ。そして、私は10年か15年後にしっかりとした庁舎をつくる、そういう意味で、庁舎建設基金というのをきちんと市長が提案をして、毎年1億円とか2億円積み立てる、そういう形で進める、これが市民が最も納得のいくやり方ではないです

か。

また、財政の面でも、とりあえず改修費は2億円か3億円ぐらいで済ませる改修をする、それ以上は使わない。そうすると、東京電力からもらったお金がまだ5億円ぐらい余っているわけですから、それ以内におさまる。こういうやり方、いかがですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご意見の根底には、庁舎は移転をしてしっかりと進めるべきだというふうに私はうかがい取ったところであります。

また、駐車場だとか、それから職員が六十数名合併によってふえたということが大きな要因、圧力というふうな表現を使いましたけれども、それもまた一つ大きな要因でございます。仮に今横垣議員のご提案の中にありましたように、例えば教育委員会、これを移しなさいというふうなご提案がございました。そうしますと、ますますって窓口が分散されるわけでございます。今の状況でも本庁舎、非常に窓口が分散しているという状況もまたこれはまとめて移転をするということでの大きな要因になっていることでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。しかしながら、ただいま横垣議員のご発言、非常に私意を強くしたというふうなことで感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） いや、私も庁舎移転は別に全部反対しているわけではなくて、とにかく先ほどアンケートでも市民の40%、その221あった回答の40%がやっぱり財政の問題だとか、もう少し私たちの意見を聞いてから進めろとかという意見があるわけでしょう、市民が主役と言う市長ですから。やっぱりそういう疑問にこたえていく、そういうことをしなくてはいけない。こういう方たち

を無視して、もういきなり全部引っ越ししようとするから無理があるのではないかと。だから、今行き詰まっているその六十何人職員がふえた、その分また職員の車が60台もふえたから駐車場が狭くなった、市民がもう駐車場を探すのにぐるぐる、ぐるぐる回ってはいけなくてはいけない、こういう状況が合併によって生じてしまったわけでしょう。こういうのをとりあえず最小限の経費で解消してやる、これをしながら、市民の合意を得て10年後、また15年後にしっかりとした庁舎を建てる、こういう形の考え方が私は最も財政的にも市民の理解を得られるし、やっぱりそういう形で市が進めようとしているのだなというのは、また市民には理解してもらえないのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私の取り組み方といたしましては、とにかくローコストオペレーションの中でこの庁舎移転をしていきたいという考え方でございますし、また財政状況、これにつきましても、ただいま平成18年度の決算が議会に上程されて、特別委員会のほうでご審議をいただいて、最終日にご認定をいただければ、いただいた後で市民の方々によくその財政状況をお知らせしていくというふうな形の中で進めていきたいと。アンケートも、一番その庁舎移転につきましてご懸念のある回答は、やはり財政問題でございます。その財政状況を見据えつつというふうなことは、私先ほど来お話をしている状況であります。しかしながら、この赤字解消計画の中にもしっかりとこの庁舎移転については、その部分について資料、材料として組み入れ、そしてご説明をしてきた次第でございます。

また、1回目開催いたしました住民説明会でも、そのことにつきましての合併特例債の支払いの状況等々もご説明をしたわけでございますので、今

後も折々、節々にその財政状況をご説明しつつ、そして庁舎移転につきましてもご理解を深めていきたいと、このように考えております。

○議長（村中徹也） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川端一義議員

○議長（村中徹也） 次は、川端一義議員の登壇を求めます。26番川端一義議員。

（26番 川端一義議員登壇）

○26番（川端一義） 市民共進クラブの川端一義でございます。厳しい時代を懸命に生活している市民の力となり、あすの希望の光さん然と輝くむつ市政建設のために粉骨砕身奮闘しておられます宮下市長並びにスタッフの皆さんに敬意を表しながら、その成功を期待しつつ次の4点についてお伺いいたします。

第1点目は、市財政健全化対策についてであります。今日当むつ市において、最大課題の一つは、財政再建問題であり、いつきの猶予もならない状況にありますことは論をまたないところであります。こうしたことに最大の努力を持って対策を講じることは当然のことと同時に、現在行うべき市民のための施策についても決しておろそかにしてはならないときであります。

市の計画にあるとおり、2011年赤字解消を見据えながら、現在取り組まなければならない市民の健康と福祉、産業の活性化と振興、教育文化の向上のために、すなわち市民の生活文化向上のため

の施策もいつかの猶予もならないときであります。これまで当市議会でも常に財政問題が議論されているところでありますが、議論の内容に少々疑義がありますので、私なりの観点から議論し、その目指すべき方向をただしたいと思います。

そもそも今日の財政状況を招いたのは、その財源を他力本願としたところに問題が生じていると感じているものであります。端的に申し上げますと、時の流れとともに避けて通れない人口の減少や産業構造の変化による旧来の基幹産業等の衰退により、税収の減少や市民生活困窮による市税収納率の低下等は現実的な課題として出てくる問題であります。こうした問題を直視したうえで、真剣な歳入対策を怠り、つまり自己の持てる力を基本とせず原子力関連の交付金等の歳入に期待をかけるという他力本願の手法をとったことによるつまづきであります。それが原子力関連の交付金の前倒しが思うように進まなかったり、着工延期による交付見込み違いなどを生み、結果的には歳入欠損を防ぐために空財源を計上したり、他会計から借り入れするという通常あり得ないことが法的には、違法ではないかもしれませんが、行われていることに危惧を抱くものであります。

例えば水道事業会計から一般会計に借り入れをして今日返還されておりますが、元来水道事業会計は企業会計であり、その基本は市民の負担の上に成り立っております。つまり他会計に貸し付ける余裕があるのであれば水道料金の値下げをし、市民の負担を軽減しなければなりません。なぜならば、水道事業会計が苦しくなれば、料金値上げによる市民負担を求めることになるからであります。つまり今日状況では、市民は水道料金を通して二重に市税を支払わされている結果となるからであります。今後は、決してこうした邪道を歩まず、新市長として王道を進み、市民に安心の道、希望のあすを示されんことを切に願うところで

あります。

さて、本題に入りますが、今定例会での議案説明で赤字解消計画の見直しをしたとありますが、具体的な説明を求めます。概要説明では、平成18年度決算では累積赤字が21億3,400万円となり、平成19年度では赤字が見込まれるが、平成20年度以降では黒字とし、平成23年度決算において赤字解消が達成できるとしております。これを可能ならしめる根拠を、また年度ごとの数値を含め、具体的にお尋ねをいたします。

次に、赤字解消計画と同時に重要な課題は、実質公債費比率が今後どのような推移を見るのかをお示し願います。

どのようにして財政再生団体への転落を防ぐのか、その真剣かつ適正な計画と、その実行こそが唯一の救世主となるのであります。現在県内40市町村のうち24市町村が18%を超え、財政再生団体の黄信号が出ておるのであります。当むつ市は22.3%であります。25%になると赤信号になり、財政再生団体に陥りかねないと思います。こうしたことから、赤字解消計画と同時に実質公債費比率の今年の状況、今後における年度別見通し、または改善計画が必要となるわけではありますが、その具体策をお尋ねいたします。

次に、合併特例債の活用について伺います。そもそもこの施策を打ち出した国の目的は、市町村合併に当たって財政基盤の貧弱な地方自治体が合併による新たな市政の課題解決のために後年度負担の少ない財源を提供し、新市の迅速なる振興発展を願っているものであります。ところが、これまでの議会での議論によりますと、4市町村合併に当たっての協議の中で、合併後5年間は特例債を活用しないことを決めていたということですが、私には全くもって理解に苦しむところであります。ある議員に言わせると、特例債といえども借金だとあたかも正論がごとく主張している

人もあります。それでは、3割の負担の起債よりも10割の負担の起債を使えということでありましょうか。それとも、5年間は市民のための事業を一切行わず、市民にすべて我慢せよということでありましょうか。自治体財政の何たるかの不十分な理解のままの主張であることを思えて残念ではありません。ましてやかつて自治体職員であった者までがであります。

起債、いわゆる借金の方法は、自治体の施策によりいろいろ有利な起債の活用の仕方、利用できる種類等があるわけではありますが、こうしたことの十分な財政的理解のいかないままに間違った主張をしている方がいるような気がしてなりません。市当局としては、こうした起債に関する内容の説明を十分行い、市民負担を求めない、市民の施策の実行のためにも理解を求める努力をすべきであります。

4市町村が合併したことによる特例債は、事業費ベースで233億円、その95%の221億円が条件であります。しかも、期限が平成26年までの限定、つまり許可期限があるわけであります。実質公債費比率を懸念しての純粋な意見もあろうかと思いますが、市民の負担を求めず、市民の要望解決のため、また継続的な事業の実施と公共的必要性からしての事業展開のためにも後年度負担の少ない財源の確保が今こそ本当に必要とされているときはないと思います。計画的で油断のない実行を求めるものであります。市長の方針をお示しいただきたいと思います。

また、合併特例債と関連して議論されているのが市庁舎の問題であります。これまでの市当局の説明によりますと、震度5で倒壊のおそれありと伺います。また、300名の職員と100名の市民の皆さんの来客、すなわちもしものときには400名の命が危険にさらされているというこれまでの説明かと思いますが、このことの確認と、そうだとす

れば一刻の猶予もない対策が必要であることは議論の余地のないところであります。命の問題であります。市民の、職員の命の問題であります。万が一のときには、市長の責任などとは言っていない考えられない事態になることは明白であります。市民の命のかかわる重大な問題でありますから、重大な決意のもとでの答弁をお聞かせください。

第2点目は、市民の健康と命を守り、文化的で安心安全な生活を送るための市民健康維持対策について、また市として基本的な重点施策であります病院問題について、とりわけその経営問題と体制のあり方について市長のご方針を伺います。

今日、全国的な医師不足問題が叫ばれ、総合的な医師の数においても、また産科、小児科の医師のなり手問題についても、国においてはようやくその危機的状況を認識してきたところであります。が、そもそも今日の状況を招いたのは、国の施策の誤りが原因であります。医療費の抑制をねらう政府は、高齢化や生活習慣病の増加等で疾病構造が大きく変化し、医師の需要が大幅に高まっているにもかかわらず、年々医学部の定員を抑制してまいりましたし、弘前大学医学部でもかつては120人でありましたが、現在が100人と聞いております。また、2004年から始まった卒業臨床研修制度は、研修医の半数が東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の5都府県に集中し、この傾向を加速させました。こうしたことが特に地方の医師不足を加速させ、医療過疎を生み出し、国民に不安と負担の増加を押しつけ、我がむつ市においても市民の医療需要に対応し切れていない現状に置かれているのであります。

だがしかし、健康問題は命の問題、人間が人間らしく生きる尊厳にかかわる根本的な問題であり、いっときもおろそかにすることがあってはなりません。そこで、現在の市内の医療体制につい

て、その充実に向けて市長の努力の方向とその取り組み、また成果のほどをお知らせ願いたいと思います。

まずは、大畑診療所の問題ですが、平成17年度に打ち出されました下北地域保健医療圏における自治体病院機能再編成計画によりますと、それによりまして、市民の願いや要望を裏切る施策が市民には隠されたまま実行され、病院から診療所へと格下げされ、その機能が縮小されております。大畑地域医療圏は、単に大畑地域だけにとどまらず、北通り地域から旧むつ地域まで、その医療需要にこたえて、その施設の整備と機能の強化を図り、健康と命を守る拠点としての医療体制整備に最善の努力を傾注してまいりました。それにもかかわらず、時の為政者により地域市民に不安と負担をかける結果となっております。今市民は決して無理な要望はしておりません。医師不足という現実を踏まえつつ、最低限度の医療体制の保持を願っているのであります。それは、平成17年度の再編計画にもありますように、1つには内科を中心とした初期医療機能を有する診療所、2つには、複数の医師の配置、3つには人工透析等の特定医療機能を、4つには訪問看護及び訪問リハビリを中心とした在宅医療の充実、5つには初期救急医療機能などとなっておりますが、せめてこれくらいの体制をと願っております。

ところが、今日これすらも守られず、定住医師は1人、入院機能は無床、つまり入院ベッドもない状況であります。複数の医師と有床の体制を約束しながら、最低限度のことすら守られていないこの現実を見ると、行政の怠慢と言わざるを得ません。このために夜間診療もできず、初期救急医療もできずに不便をかけることによりまして、むつ総合病院まで駆けつけなければならず、その不安と負担は市民生活へのはかり知れない重圧となっていることを市政にかかわる者も皆真剣

に受けとめなければなりません。こうしたことを一日も早く改善し、市民の切なる願いにこたえていただきたいと思いますが、市長のこのことに対する施策方針をお示しいただきたいと思います。

また、むつ総合病院は健全化計画の実行中でありまして、市一般会計からも多額の繰り出しがありますが、現在の到達状況並びに課題と解決のための計画、方針をお示しください。

また、川内病院や脇野沢診療所の平成17年、平成18年度の経営環境状況と課題の認識と今後の運営方針もお示しいただければと思います。

次に、一部事務組合下北医療センターの存続について、市一般会計からも多額の負担をされているわけでありまして、お尋ねをいたすものであります。皆さんご承知のとおり、下北医療センターは医師の確保が目的で設置されましたが、その目的は何ら達成されず、実質的には医師の確保も経営も皆それぞれの市町村に任せられ、それでいて形だけはつくられ、その体制維持のための経費負担は負わされるという全く矛盾した組織であります。今日何の意味も持たない状況であります。一日も早い解散が無駄遣いの解消と経営改善に必要であります。杉山前市長も議会の答弁で下北医療センター解散の意向を表明しておりましたが、財政の連結決算が問題となってなのか、いつの間にか立ち消えになっております。このことについて、答弁願えればと思います。

次に、第3点目として、植樹事業運動について伺います。旧大畑町では、かけがえのない森林を緑豊かなものにし、きれいな川、豊かな海につなげようという呼びかけのもと、平成10年6月21日、第1回大畑町植樹祭が町民を初め町内外から800名の参加のもとに赤滝山国有林87林班で行われ、以来今年で事業10周年を迎えたところであります。この運動は、「森は海の恋人」の言葉にあるように、緑豊かな森林は植物性プランクトンを

多く発生させ、それが動物性プランクトンを生み、小魚を育てるといった生態系をなしておりますが、これまでの海の幸、山の幸の恩恵に浴してきた私たちがこの恩恵を途切れることなく次の世代にもつなげたいという思いから地域住民が立ち上がったのであります。

また、今日二酸化炭素による地球温暖化が叫ばれ、不純天候が人々を不安にさせ、陸は暴風災害の多発、海は水温変化による不漁現象が起き、まさに地球全体が危機的と言わざるを得ません。

このたび前アメリカ副大統領ゴア氏がノーベル平和賞を受賞し、その受賞演説の中で、核兵器の最終危機にもまさる危機とっております。自然の恩恵に浴するはおろか、人類滅亡の危機にさえ直面しておりますが、こうしたことにも大きく貢献している住民運動であります。

この住民運動が当初の計画どおり何ゆえ10年もの長い間続いたかと申しますと、それは自主的な住民組織、林業、林産業振興対策協議会と自治体の物心両面からの支援と連携、それに生態系に関する住民の高い理解と次の世代へ豊かな自然を引き継ぎたいという思いがあったからであります。

こうしたことから、今後について対策協議会では、この運動を継続発展させる新たな取り組みとして、育樹事業に取り組むこととしておりますが、市としても今後物心両面での支援に取り組むべきと思いますが、市長のご認識と方針をお伺いいたします。

次に、第4点目として、地方再生モデルプロジェクトによる観光産業について伺います。今般国の地域活性化統合本部は、地域経済の活性化に向けた自治体の新たな取り組みを支援する地方再生モデルプロジェクトに下北地域広域観光の振興に関する事業の選定を決定いたしました。新聞紙上によりますと、観光施設を結ぶ幹線道路を整備したり、橋を補修し、安全な周遊ルートを確保する、

また名所を回るモデルツアーを実施するなど、冬の観光客の増加を目指すとあります。まさに時宜を得た施策であり、国定公園の多い我がむつ市において、またとないチャンス到来であります。ほかに類を見ないほどの自然景観にすぐれたこの地域こそ休養と安らぎを必要とされる現代の人々にとって保養地としての役割十分な地域であります。

その一つ、薬研温泉郷をとりましても、その歴史400年を迎えようとしております。1615年、元和元年、大阪の陣に敗れた城大内蔵太郎が灘一丸で海に逃れ、日本海を北上し、落ち延びた先が大畑町の孫次郎間地区であり、この主従が定住の地を求め発見したのが今の薬研と言われ、この年が薬研温泉郷の始まりとされております。

400年の歴史には、この地を訪れる人々を魅了してやまない自然景観と同時に、ヒバの美林や獣、釣り、野草を初め山菜の宝庫として人々の生活の糧としての山の幸、人々が行き交う中での芽生えるロマンなどなど心の歴史も多く詰まっています。特に日本3大美林に数えられませすヒノキ、アスナロ、ヒバは、留山として厳しい管理のもとに置かれ、ヒバ1本に首1つというまれに見る厳罰をしく中で活用は最小限に抑えられ、地元の人々の協力のもと、今日に引き継がれました。

また、林業研究者、松川恭佐博士によって、さらにヒバ育林の道が開かれ、その成果が展示されておりますが、人の手が入ったところと入らないところの違いが明白にアピールされており、育林の大切さが見る者に感動を与えます。「陸奥の山つばめおもとの咲く径に 森の栄えをわが祈るかな」と松川博士の句碑が建てられ、研究者や地元住民の努力の跡がしのばれます。こうした歴史の遺産を掘り起こし、景観だけではなく、訪れる人々に安らぎを受けていただける素地があること

の認識を持っていただきまして、この地を訪れる人々にアピールすることに大いなる力を注ぐことの意義を見出してほしいと思うところであります。

市内には、このほかたくさん名所旧跡があります。それぞれの歴史を取り入れた宣伝をなすべきであろうと思います。このたびの地方再生モデルプロジェクトに選定されたことを大いに活用して、産業としても大きく振興させたいものと思いますが、これらの対策をお伺いしたいと思います。

以上、4点につきまして市長の、また当局の積極的な答弁を期待いたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 川端一義議員のご質問にお答えをする前に、川端一義議員、冒頭で財政理論のご意見をお述べになりました。根底にあるその財政理論につきましては、私も共鳴をするところでありまして、軌を一にする部分があるということ、また励ましをいただきましたことに対しまして、御礼を申し上げたいと、このように思います。

それでは、川端一義議員のご質問にお答えいたします。

まず、市財政健全化対策についての1点目、赤字解消計画についてお答えいたします。提案理由でもご説明申し上げましたが、今回の赤字解消計画は、平成18年度決算が実質収支で26億8,400万円の赤字見込みから5億5,000万円改善し、21億3,400万円の赤字決算となっております。また、平成19年度の決算見込みでは、電源立地地域対策交付金等の減額により3億2,000万円の単年度赤字額が発生し、実質収支の赤字額は24億5,400万円に増加すると予想しております。

平成20年度以降の歳入歳出についての概要をご説明いたしますと、歳入に関しまして、現時点に

おける国の動向や収支状況を見込み、歳出にしましては退職者の一部不補充などによる人件費の大幅な削減や公債費など義務的経費の抑制を見込んでおります。この結果、歳入歳出規模は、平成20年度にピークを迎えますが、その後は年々減少する見込みとなっております。これら歳入歳出を積み上げ計上した結果、平成20年度5億500万円、平成21年度4億9,700万円、平成22年度7億5,100万円、平成23年度7億300万円の単年度黒字額が見込まれますので、実質収支は平成20年度以降年々改善し、平成23年度に黒字となる見込みとなっております。

平成23年度の赤字解消の実現に向けては、歳入では電源立地地域対策交付金が財源として大きな比重を占めておりまして、今後も交付金を人件費等に充当し、一般財源化を図ることが必要となりますし、行財政改革の徹底、退職者の一部不補充等の手を緩めることなく赤字解消計画を確実に実行していくことが必要となります。

次に、2点目の実質公債費比率の目標計画についてお答えいたします。地方債の発行については、平成18年度にこれまでの許可制度から協議制度に移行いたしました。しかしながら、実質収支の赤字額が地方財政法施行令の規定により算定した額以上の団体、実質公債費比率が18%以上の団体は引き続き許可団体となっているものであり、赤字の団体は赤字解消を図るための財政健全化計画を、実質公債費比率が18%以上の団体は公債費負担適正化計画を策定し、その内容と実施状況等を勘案されまして、地方債の発行が許可されているものであります。

当市の実質公債費比率は、平成18年度末で22.3%でありまして、現在公債費負担適正化計画を作成し、青森県へ提出しているものであります。今後の見通しをお示しいたしますと、毎年0.5%程度改善し、平成24年度では20%を切り、平成27年

度には18%未満とする計画となっております。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に臨時財政対策債を加えた金額に占める比率のことでありますが、元利償還金及び準元利償還金に係る普通交付税算入額が元利償還金及び準元利償還金から差し引かれます。したがって、普通交付税算入額の大きい地方債を有効活用することが実質公債費比率を改善させる有効な手段となるものであります。

次に、3点目の合併特例債の活用計画についてお答えいたします。当時の合併協議会において合併後3年ぐらいは財政状況が非常に厳しい状態が続くために準用財政再建団体転落ラインをクリアするために合併特例債は計画期間の後半に適用せざるを得なかったという背景がありましたが、地域に密着した道路整備事業、教育施設の充実及び防災施設等の整備は避けて通れない事業であり、これら事業に財政運営上有効な合併特例債が使用できるにもかかわらず、わざわざ財政措置の少ない地方債を使用することは財政の健全化に逆行することとなります。

また、これら施設の整備に伴う地方債は、交付税算入額が大きな合併特例債を今後も活用していくことのほうが前段で述べました実質公債費比率の改善にもつながり、より有利であると認識しております。

さらに、市民の安全安心を守るための防災拠点整備にもつながる本庁舎の移転事業に関しましても、合併特例債を活用していくことは必要不可欠なものと考えております。

なお、合併特例債の今後の有効活用につきましては、長期総合計画に基づいて現在策定中の実施計画において具体的な用途先を決めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市民の健康と命を守るための医療体制の充実についてのご質問にお答えいたします。まず1点目、むつ総合病院の経営健全化の現状に対するご質問ですが、むつ市の長期総合計画におきましても、医療体制の充実を掲げており、広域医療の中核としての医療機関から市民に身近な医療機関まで、市民等のニーズに対応するための総合的な地域医療の整備充実を図り、病院経営の健全化に向けた取り組みをしていかなければならないと考えております。医療を取り巻く環境は、少子高齢化及び過疎化の進行、市民の医療ニーズの多様化、医療に携わる人材不足等により大きく変化してきております。むつ市においても、医師不足が慢性的になってきており、限られた医療資源を有効的に活用することが求められております。しかし、その重要な役割を担う自治体病院の6割は赤字経営と言われており、その大きな原因は、国民医療費抑制によるとされております。自治体病院は、政策的に公共性の高い医療を担う必要があり、自治体病院の経営破綻は市民のだれもがすぐに適切な医療が受けられる体制の崩壊を意味し、地域医療の崩壊につながりかねません。地域医療の崩壊を阻止し、今後も継続して市民への医療を提供していくためには、病院経営を早期に健全化し、むつ市民の健康と安心を守ることが必要であるというのが私の考え方であり、そのためにこそむつ総合病院が現在取り組んでいる第五次病院事業経営健全化計画に支援しているわけであります。

この計画は、平成14年度を初年度とし、平成20年度までの7カ年で不良債務を解消するものでありますが、一般会計ではこの計画に対しまして、毎年所定の負担をしておりますので、その負担内容についてお答えいたします。

平成18年度決算では、むつ総合病院に対しまして、救急医療の確保に要する経費、高度医療に要

する経費、小児医療に要する経費及び企業債元利償還に関する経費等で、電源立地地域対策交付金の直接充当分を含め約13億5,800万円を負担しております。このうち約5億2,400万円が第五次病院事業経営健全化計画に対する負担であります。この財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。むつ総合病院の第五次病院事業経営健全化に対する一般会計の負担につきましては、平成20年度も継続していくこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、下北医療センターのあり方、大畑診療所及び川内病院、脇野沢診療所等々の診療体制等の経営にかかわる細部につきましては、ご答弁を差し控えさせていただきますが、川端一義議員のお気持ちは十分私は理解しているところであります。私も下北医療センターの管理者でありますので、そちらのほうで意に沿うような形、また市民の要望にこたえるような形、市民の命を守るというふうな基本的な理念のもとで頑張りたいと思います。ご理解を賜りたいと思います。

次に、植樹事業についてであります。この植樹事業は、合併以前の旧大畑町において林業振興対策を図ることを目的に組織された大畑町林業振興対策協議会が次の世代へこの豊かな自然を引き継ぎたいとの思いから、平成10年に森をよみがえらせ、美しい自然、住みよい活力のあるふるさとづくりを目指して、「かけがえのない森林を緑豊かなものにし、きれいな川、豊かな海を守り育てよう」をテーマに植樹事業を計画し、当時の営林署から赤滝山及び二階滝国有林の一部9万8,600平方メートルを借り受け、通称ふれあいの森と称し、行政を初め各種団体協賛のもとで地域の皆様からの緑の募金によるご支援ご協力を受けながら10年計画で始められた植樹事業が、本年6月17日には多くの市民参加のもとに記念すべき第

10回目の植樹祭が挙行されております。地域の林業振興並びに森林自然環境の保全に献身的な取り組みをいただいております皆様に敬意と感謝を申し上げます。

近年世界各地で豪雨や暴風、熱波、寒波などの異常と思われる気象がふえ、この現象は二酸化炭素の増加が原因となる地球温暖化が影響しているのではないかとされており、森林の持つ二酸化炭素の吸収機能の重要性が再認識され、今世界各地で植樹活動が活発に展開されております。

この貴重な森林をより豊かで活力あるものとして次世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた使命であると認識するものであります。

これまで森林、自然環境の保全と積極的に取り組んでこられたむつ市大畑町林業振興対策協議会では、この10年間でヒバ及びブナを主体として7種類の苗木約1万8,500本余りを植樹したものの、土地の条件等により苗木の活着が思わしくないところがあることから、今後は植樹した苗木を管理するための育樹事業及び補植事業等を検討していると伺っております。今後のむつ市大畑町林業振興対策協議会等の植樹及び育樹活動につきましては、地域一体となった活動が展開されますよう支援してまいりたいと考えておりますし、「森は海の恋人」の理念は私も共有していることでご理解を賜りたいと存じ上げます。

次に、地方再生モデルプロジェクトについてのご質問にお答えいたします。この地方再生モデルプロジェクトは、ことし10月に国の地域活性化統合本部が提案募集を発表したもので、このほどそのモデルプロジェクトが選定されたところであります。地場産業の振興や雇用の創出などに役立つ自治体の取り組みを国が支援するというもので、対象は有効求人倍率が0.7未満の本県を含む7道県となっております。この事業では、今年度青森市の「中心市街地まちづかい・まちそだてプロジ

ェクト」と下北地域における「広域観光振興プロジェクト」が選定されたほか、東北新幹線仮称七戸駅の開業に合わせて下北地域の観光施設を結ぶ幹線道路整備や橋りょう補修などを行い、安全な観光周遊ルートを確保するとした事業が予定されていると伺っております。しかし、この事業は、本年度の既決予算で実施されることもあり、年度内に成果を見出すことができる事案はごく限られるのではないかと考えております。ただ、国では単年度で雇用の創出などが図られるとは想定しておらず、数年間の事業の継続が必要と考えているようございまして、むつ市としては下北半島は一つという思いで薬研地区を含む下北全体の観光振興に、この地方再生モデルプロジェクトを利活用できるのであれば、積極的に窓口となっております下北地域県民局に対しまして具体的な事案を提案してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（川端一義） それでは、若干の項目につきまして、再度質問させていただきますが、赤字解消計画、このたびの定例会にその資料が我々に配布されておりまして、今年度課題はあるものの、今後についての計画の万全さと意気込みを感じるわけでありまして、そういう意味では、どうぞひとつこの計画が崩れないように頑張ってくださいと、ひいてはスムーズな今後の行政運営になっていくのだらうと思っておりますので、ひとつ努力をお願い申し上げたいと思っております。

平成23年度では、赤字の残高が200万円になっております。見直し前では1,200万円、いわゆるそういう額であったのかなと思うのでありますが、もしそうだとすれば、どうしてこれだけいい解消になったのか、その辺の事情をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 今回の定例会にお示した赤字解消計画、いわゆる平成23年度で赤字を解消して200万円の黒字になります。これはいろんな交付税とか、それから電源立地地域対策交付金等の積み上げを行ったうえでの算定を行っております。そういう細かい積み重ねのうえでの計画ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（川端一義） 若干勘違いいたしました。黒字の200万円です、そういえば、見直し前は1,200万円だったでしょう、黒字が、そうですね。つまりある意味では厳しい中での計画でもあるわけですが、200万円といえども黒字を見込めるとい、見込もうとするこういう努力は必要だし、また市民のためにも、将来のむつ市のためにもやらなければならない課題なので、どうぞひとつ、これが計画見直し前の1,200万円の黒字になるように今後年々の努力をお願いしたい、このように思います。

まず、実質収支比率、一番気になりますことはこの比率なのです。赤字解消は皆さんの努力で何とか方向が出たと思っております。十分可能だと思います。そういった意味では、実質公債費比率が、先ほどの市長の答弁ですと、平成24年度で20%、平成27年度で18%未満、ちょっと答弁聞き漏らしたので、事務当局でも構いませんが、この辺の数字をもう一度お知らせください。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 実質公債費比率の今後の見通しであります、毎年0.5%程度改善し、平成24年度では20%を切るという形、そして平成27年度には18%未満とする計画というふうなことであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（川端一義） ぜひそうした計画の実行をお

願いたいと思います。

それで、先ほど壇上で質問申し上げましたいわゆる合併特例債と庁舎の問題で申し上げました点について、少し答弁いただければと思うのですが、いわゆるこれまでの庁舎の耐震調査では、震度5で崩壊するおそれがあるという、こういうお話をずっと答弁してきたと思うのです。それがそういう解釈でいいのか、そういう実態なのかをまずご答弁ください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

耐震調査につきましては、2度ほど調査してございます。その中で1度目の調査で、庁舎内の壁を補強したり、そういうのをしてございます。2回目の調査につきましても、昭和43年の十勝沖地震以降も大きい地震がありまして、その後の調査でも同様の結論が出ています。しかしながら、財政状況が厳しくて、それ以降の補修といいますが、壁の補強などはしてございません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（川端一義） 市民の皆さんが一番心配しているのは、赤字になって、言うなれば夕張市ようになってという前提で庁舎移転云々というお話になっているのが、私主だと思うのです、客観的に見ましても、市民の皆さんも、職員の皆さんの命がどうなってもいいと思っていまへんし、そこに用事を足しに来る市民の皆さんが震度5で危ないという状況がどうでもいいと思って考えていないはずなのです。いわゆる財政再生団体が必要以上にあおられて、これは無理解なのか、理解が行き届かないためなのか、ある意味では意図的なものかわかりませんが、いわゆる財政再生団体転落がひとり歩きする中で、市民の皆さんも職員のための経費よりも、まず将来の市の財政を確立せよということになるわけでありまして。市の財政がき

ちんとするのであれば、何とかなるのであれば、これは当然職員の皆さんの命、そこに用事を足しに来ている市民の皆さんの命こそを守れということになるはずなのです、なるのです。こういったことでは、ぜひ真剣に市民にも十分その辺の事情を市長を先頭にPRしていただいて、ご理解をいただく中で、いつ移転する、しないはともかくとして、この実態を理解していただいて、まずそれに取り組む必要性のあることの理解を願えるような努力をお願いしたいと思います。

もう一つ申し上げますが、昨年度合併した市町村の調査に当時の菊池広志産業経済常任委員長のもと視察に行つてまいりました。そこで、私もかつてはそういう考え方もあったのでありますが、例えば大畑庁舎に建設部、川内庁舎に経済部、こうやってもいいのではないかと。本庁舎が狭いのであったらという思いが強くなりました。ところが、そういう実態をやった市に行つて聞いてみますと、その関係者、議長さん、常任委員長さん含めてそうでありまして、例えば大畑に建設部の部長がいる庁舎に行つて、その他の用事を足そうとしても、ここにはその責任者がいないということになるそうでありまして。また、逆に経済部の川内へ行つても、大畑でないにだめだとか、本庁でないにだめだとかということになるそうでありまして。つまり全くもって市民にとっては不便だといふ、こういうお話であります。

ですから、それは財源がどうにもならなくて財政再生団体になるような状況であれば、そういう我慢もいたしましょう。だけれども、願うのであれば、1カ所に責任者がいて、そこで確実に最終指導もいただけるし、答弁もいただけるし、力もいただいてこられるという体制をとるべきだと。こういった意味では、窓口が多様化、いわゆる分散化するのではなくて、言うなれば願わくば1カ所であつてほしい。このようなことを今後の検討

として持っていただければと思います。

時間でございます。私の目標の時間でございます。そういったことで、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、川端一義議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 零時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

新谷泰造議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷泰造議員の登壇を求めます。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 民主党無会派の新谷泰造です。一般質問の機会を与您いただき、感謝申し上げます。市民のため、弱い立場の市民の生活第一の立場から質問をさせていただきたいと思っております。

本日は、偶然にも私の誕生日であり、また忠臣蔵の討ち入りの日であります。感慨深いものがあります。

私は、弱い立場である市民の皆様にも十分理解できるようにわかりやすい言葉で発言したいと思います。市長におかれましても、弱い立場である市民の皆様が理解できるように、わかりやすい言葉で答弁をお願いいたします。

では、第1に、平成19年7月15日投票のむつ市

長選挙において、宮下市長は公開討論会の参加を内諾したにもかかわらず、直前に突然公開討論会の参加を中止した理由について、具体的に、弱い立場である市民の皆様がわかるように説明をお願いします。

第2に、宮下市長は、杉山市政を継承していくと明言していますが、杉山市政の何をどのように継承していくのか、具体的に、弱い立場である市民の皆様がわかるように説明をお願いいたします。

第3に、平成23年度までの赤字解消計画が出されておりますが、その中の除雪費用は1年間で幾らか。また、庁舎移転が現実になった場合、維持費、いわゆるランニングコストは1年間幾らか。弱い立場である市民の皆様がわかるように説明をお願いいたします。

第4に、むつ市には長期債の残高が水道事業会計を含め、平成18年度末時点で約585億円あります。さらに、累積赤字が約21億円、消防関係の長期債の残高がむつ市負担部分約60億円、むつ総合病院関係の長期債の残高がむつ市負担部分が約76億円、合計約742億円の債務があります。この742億円の債務の返済計画についてお聞きしたいのですが、議会のルールに従って、消防関係とむつ総合病院関係を除く約606億円についての返済計画について、弱い立場である市民の皆様がわかるように説明をお願いします。

第5に、庁舎移転をしてどのように財政再建、雇用の確保、地域の活性化をするのか、弱い立場である市民の皆様がわかるように説明をお願いいたします。

第6に、むつ市新町22番から23番地区の砂利道及びむつ市新町23番から24番地区の砂利道につきまして、舗装をしてほしいという近隣住民の要望があります。いつごろ舗装していただけるのか、弱い立場である市民の皆様がわかるように説明を

お願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の平成19年7月15日執行のむつ市長選挙に係る公開討論会についてであります。この質問については、むつ市議会第193回定例会において、川下議員から類似の内容の質問がなされており、同様の答えになることをまずもってお許し願いたいと存じます。

新谷泰造議員もご承知のとおり、公開討論会については、公職選挙法上あくまでも政治活動であるため、公約に対して有権者が質問することができないなどの制約があります。また、立候補予定者の発言内容によっては、公職選挙法の事前運動に抵触することもあり得るものであります。したがって、発言内容に制約があることに加え、事前運動に抵触することのないよう発言内容についても慎重に対応する必要がありましたので、その時点で準備期間が不足していたこと、さらには立候補者が最後まで流動的であったことなどを総合的に勘案し、告示日以降の選挙期間中に公約及び政策を有権者の皆様へ訴えるほうが得策と考え、公開討論会には参加しないこととしたものであります。

確かに公開討論会については、各立候補予定者の政策や人柄を有権者が見きわめる機会になり得るものということは重々承知しておりましたが、あくまでも先ほど申し上げました理由により参加中止の判断をしたということですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、杉山市政を継続するという件についてのご質問にお答えいたします。杉山市政の何をどのように継続するのか、具体的に説明をというお尋

ねであります。基本的には電源立地地域に立脚した振興策の一つである中間貯蔵施設の建設と本庁舎移転を重要課題として認識しております。また、海洋科学研究都市構想もその一つと考えているところであります。当然ながら、財政再建については、喫緊の最重要課題として取り組まなければならないことは言うまでもありません。最少の経費で最大の効果を意識を恒常的に持ちながら、何としても準用財政再建団体への転落だけは回避しなければならないものと考えております。

私が市長に就任して、早いもので5カ月を迎えようとしております。6期二十有余年に及ぶ杉山市政の継続に当たり、私が最も肝に銘じていることは、公約に掲げたまちづくりの主役は市民であること、言いかえれば、多くの市民の声を市政に反映させることであると考えております。現在私が掲げております広報広聴機能の充実と情報公開の徹底は、まさにそれを意図したものであり、杉山市政の継続の大前提として、まずは市民が何を望み、何を求めているのか、そのあたりの真意を問いただすことが先決ではないかと考えております。したがって、種々の施策や事務事業についても、早急に仕上げに取りかからなければならないもの、優先的に取り組まなければならないもの、あるいは相当な分析と判断を要するものなど、いわば施策や事務事業の洗い直しと仕分けを行っている最中であります。実際8月17日から8月24日まで、4会場で5回開催した本庁舎移転に係る住民説明会は、その一例と思っております。

また、住民説明会に係るアンケートやメール等において多くの市民から寄せられた行政に対するさまざまな関心を踏まえ、市民のための開かれた行政を目指すためにも本庁舎移転以外の財政問題を初めとするむつ市の内実を知らしめる機会を設けるべく、市民と語る会や出前講座等の企画についても平成20年度からの開催に向けて具体的な

検討に入っております。

他方、平成20年度に向けては、合併したそれぞれの地域の特性を十二分に生かすべく組織機構のてこ入れも含めた産業振興策の充実にも力を注ぐ所存であります。いずれにいたしましても、杉山市政の継続という意味では、私の公約を反映しつつも、施策に対する建設的なアプローチと何が優先されるべき市民サービスなのかの見きわめと取捨選択を積極的に模索している初期段階でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、庁舎移転についてのご質問にお答えいたします。まず、庁舎移転と財政再建につきましては……

(「その前に、質問の順序でやってほしいのですが。次は赤字だと思いますが、順序としては。庁舎移転は5番目」の声あり)

○議長(村中徹也) 発言は、議長の許可を得てください。

(「済みません」の声あり)

○市長(宮下順一郎) ただいま答弁の順番をちょっと取り違えました。失礼いたしました。もとに戻ります。3点目の財政再建につきましてご答弁を申し上げます。

次に、財政再建についてのご質問にお答えいたします。まず1点目の平成23年度までの赤字解消計画の具体的説明であります。平成17年度の決算を平成17年度策定の赤字解消計画と比較いたしますと、実質収支で30億3,900万円の赤字見込みから5億5,100万円改善し、24億8,800万円の赤字決算となっております。計画よりも好転しております。

(「議長」の声あり)

○議長(村中徹也) 発言中でありますので……

(「いや、質問と違う。時間がないんだから、質問にちゃんと、私

の質問に答えてくださいよ」の声あり)

○議長(村中徹也) すべての答弁を聞いてから、議長の許可を得てください。静粛をお願いします。市長、答弁を続けてください。

○市長(宮下順一郎) 議長からのご指示でございますので、従わせていただきます。なお、質問の順番につきましては、前後することがあるかと思えますし、また答弁の漏れている部分があるかと思えますけれども、その際は担当部長から答弁をさせますので、続行させていただきます。

さらに、平成18年度決算では、平成18年度策定の赤字解消計画の実質収支で26億8,400万円の赤字見込みから5億5,000万円改善し、21億3,400万円の赤字決算と徐々に改善してきております。しかしながら、平成19年度の決算見込みでは、電源立地地域対策交付金の減額により実質収支の赤字額は24億5,400万円に増加する予想となっております。赤字解消計画は、現時点における国の動向や収支状況から歳入及び歳出の見込みを款項目ごとにそれぞれ細かく積み上げ計上し、歳入では市税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、電源立地地域対策交付金を含む国・県支出金、市債及びその他歳入に大きく区分し、歳出では人件費、扶助費、公債費の義務的経費、補助費等繰出金、繰上充用金を含むその他経費及び投資的経費に大きく区分してお示ししているものであります。

歳入歳出は、平成20年度にピークを迎え、その後は年々減少する見込みとなっております。投資的経費について申し上げますと、平成20年度には本庁舎移転事業を計上しておりますほか、各年度の計画に基づき、それぞれの事業を計上しております。

また、それぞれの事業の財源につきましても、国・県補助金及び市債を歳入に計上しております。これら投資的経費のほかに生活保護費、老人

福祉費、障害福祉費、児童福祉費等の扶助費や下北地域広域行政事務組合や下北医療センターへの負担金等々に係る歳入歳出を積み上げ計上した結果、平成20年度以降は単年度黒字額が見込まれ、実質収支は平成20年度以降年々改善し、平成23年度には黒字となる見込みとなっております。

財政再生団体への転落ラインは、実質赤字比率が標準財政規模の20%、約32億円と予想されますので、赤字解消計画を確実に実行することにより、本市が財政再生団体へ転落する心配はないものと考えております。

また、早期健全化団体に該当するかどうかは、詳細部分が示されておりませんので、お答えすることができませんが、微妙な状況にあることは間違いありません。

次に、2点目の600億円の債務の返済計画についてお答えいたします。600億円の債務とは、平成17年度末における地方債残高のことですが、その内訳は一般会計分360億円、下水道事業特別会計分105億259万円、公共用地取得事業特別会計分1億1,846万円、簡易下水道事業特別会計分6億2,550万円及び水道事業会計分132億7,120万円の合計で、605億1,775万円となっております。水道事業会計以外の地方債残高について申し上げますと、平成17年度末で約472億円となりますし、平成18年度末では約16億円の減少で、約456億円となっております。今後本庁舎移転事業を初め各種事業が計画されておりますので、急激に地方債残高が減少することはありませんし、下北地域広域行政事務組合及び下北医療センターの地方債も加えますと多額の地方債残高を抱えていく状況に変わりはありませんが、地方債の目的は支出と収入の年度間調整を図ることや住民負担の世代間の公平を図ること、一般財源の補完及び国の経済政策の調整機能を図ることにあります。また、地方債は平成18年度から協議制度に移行し、地方公共

団体は地方債を発行するときは総務大臣または都道府県知事に協議をしなければならず、協議において総務大臣等が同意した地方債しか借り入れできないこととなっております。さらには、地方債の償還は厳しく義務づけられておりますことから、今後も適切な償還計画に基づいた財政運営を図ってまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、庁舎移転についてのご質問にお答えいたします。まず、庁舎移転と財政再建につきましては、さきの財政再建についてのご質問の中でお答えしたとおりでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、庁舎移転をしてどのように地域の活性化と雇用の確保を図るのかというご質問についてお答えいたします。アークスプラザは、ダイエーを核とする大きなショッピングセンターでございましたので、その倒産がむつ市経済に及ぼした影響も甚大なものでありました。これまでのショッピングセンターとしてのにぎわいを思い起こしたとき、市庁舎の役割を果たすことはもちろんのことではありますが、市民が気軽に集う地域の活性化につながる場所としたいものとの趣旨のもと、アンケートなどによるご意見を踏まえながら、開放エリア部分ににぎわいの創出という機能を持たせていくことについて基本的な構想をまとめているところであります。

一口に地域の活性化と申しまして、産業活動、経済活動、そして文化、福祉活動の活性化など、さまざまな分野が考えられるわけですが、開放エリアには、現在主として市民の文化、福祉活動及び産業活動の活性化に寄与する機能を持たせるべく検討を加えております。

具体的には、各世代の市民が集える場として、乳幼児の子育て中の親子が利用する場、若者の就職に関する悩み等を相談できる場、NPOや各種

団体の活動を支援していく場、地域の工芸品や美術品等を伝承、創出していく活動を支援する場等を提供していく考えであります。

産業活動に関しては、「むつ市のうまいは日本一」を具体化していくためには、まず地域の農業、畜産業、水産業等の1次産業の育成を従来にも増して図っていく必要があると考えておりますが、そのためにはこれまで販売戦略として十分でなかった情報発信の役割を担ってもらべく各地域のしゅんの1次産品や加工品等を道の駅的に展示販売していく場を整備していくこととしております。また、一部商業系のテナントも入居していただきたいと考えております。

中央地区は、近々ゲームセンターや家電店舗の進出、さらに近接する地区へのスーパーマーケットを核とするモールの出店計画などが取りざたされており、また商業地区としての発展の過程にあると言えると思います。そういう意味で、市として商業活動に関しては、民間活力の動向をさらに見守る必要があると考えておりますし、中心市街地活性化という観点からも開放エリアに入居する商業系テナントについては競合を避けることを第一に十分に検討しなければいけないという考えですが、また一方それらの商業施設等と相乗効果を持たせるようお互いに知恵を出し合っていかなければならないとも考えております。

以上のことから、雇用の創出という点で言えば、現時点での開放エリア部分の整備構想は不十分であると認識しております。最も効果的なものは、企業誘致であろうと思いますが、これまでの旧むつ市地区の誘致企業の大多数が根づくことなく終わっている現状を考えますと、なかなか難しいものがあるかと思えます。

若者が定着できる元気なまちづくりは、人口減少による過疎化と相まって、今全国の地方が抱えている大きな命題であります。地域産業の見直

しと掘り起こしを行い、都会に頼らず独立して元気な地域を目指す動きも各地方で広がりつつありますので、そういう観点からも行政としてさらに有効な施策を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市庁舎が中央地区に移ることは将来的には市の公共機関と国・県の行政機関等の位置関係から、金谷地区、中央地区一帯を公共サービス区域、または文化ゾーンとして位置づけ、文字どおり本市の北通り、西通り、南通りの連結点としての役割を担うとともに、都市全体の発展の礎になると確信しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新町の道路の舗装についてのご質問にお答えいたします。お尋ねの第1点目、新町22番から23番地区の砂利道について及び第2点目、新町23番から24番地区の砂利道については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、旧むつ市内の生活道路を構成している市道、市有地道路敷、法定外公共物として市有地となった道路などのいわゆる市が整備すべき道路は742路線で288キロメートル、その舗装率は約77%となっており、約66キロメートルが未舗装道路でありますことから、この整備が急がれております。また、市が直接整備できない私道は134路線で29キロメートル、その舗装率は約31%となっており、約20キロメートルが未舗装道路であります。ご質問の道路は、いずれも私道のため、個人もしくは法人等の所有であり、直接市が整備することはできない道路であります。しかしながら、私道も生活道路となっておりますので、除雪や年2回程度の砂利道補修といった維持面につきましては実施いたしております。

この私道の整備の手法としては、あくまでも敷地の所有者の同意が前提となりますが、町内会等が行う延長20メートル以上の道路整備費用に対

し、市が2分の1以内を補助する私道整備補助金交付制度が平成4年に制定されておりますので、この活用も検討していただきたいと存じます。

除雪と庁舎のランニングコストと、また答弁漏れがある場合は担当からご説明を申し上げます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 質問事項の3点目、財政再建についてのご質問のうち、平成23年度までの赤字解消計画の具体的説明に関連いたしまして、市長答弁に補足説明をさせていただきます。

赤字解消計画では、除排雪費用は1年間に幾ら見込んでいるのか、また新庁舎の維持管理費用は1年間幾ら算入されているのかとの趣旨のご質問がありましたので、その部分につきましてご説明をいたします。

赤字解消計画では、除排雪費用は平成19年度から平成23年度まで毎年度3億5,000万円計上いたしております。平成17年度の除排雪委託料に係る決算額は、大雪の影響で4億9,256万2,000円、また平成18年度の除排雪委託料に係る決算額は、暖冬少雪の影響で1億4,584万円でございます。このように性質上予測がつかないものでありますことから、赤字解消計画では平成14年度から平成18年度までの5カ年の平均額を各年度に計上いたしましたものであります。

なお、赤字解消計画の議案第94号の参考資料がございますけれども、この2ページ目の赤字解消計画策定の前提条件の歳出のその他の経費という中でただいまの説明は織り込んでおりますことを申し添えておきます。

2点目の新庁舎の維持管理費用の点につきましては、総務部長からお答えいたします。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 維持管理費の件でございます。お答えいたします。

まず、現庁舎は年間約6,000万円ほどかかっているかと。新庁舎に移りますと、恐らく1.5倍ぐらいになるのかなと概算では考えております。しかしながら、現庁舎はご存じのとおり、本庁舎、それから北庁舎、東庁舎、電算センター、南庁舎と分散管理してございます。その分ある面では経費がかかっているかと。これが新庁舎に移ることによりまして、一括管理になりますので、ある程度圧縮はできるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） いや、今答弁にびっくりしましてね。まず、最初に私が手を挙げたところからいきます。

私が今質問したのは、平成23年度までの赤字解消計画が出されておりますが、その中の除雪費用1年間で幾らか、また庁舎移転が現実になった場合の維持費、いわゆるランニングコストは1年幾らかかかるか、弱い立場の市民の立場でわかるように説明願いますと言ったわけです。

なぜこの質問をしたかということ、赤字解消計画については、私の前の川端一義議員が質問することになっていたわけです。私川端一義議員にどうという質問をされるのか尋ねたら、公債費比率のほうに限定すると、そういう話がありましたので、私はダブってはまずいから、きのう財政課長の鈴木さんですか、鈴木さんのほうに、私はダブるとまずいので、このように限定してやるから、この限定したのについての回答だけをお願いしたいと、時間もないことだから、ダブると意味がない、それだけ念を押していたのです。それで、財政一般のことは、前のことはみんな覚えているわけではないですか。川端一義議員のときもやっているし、また前の方も、また後の方もやるでしょうから。だから私は、限定した意味はもうこれからわかり

ますから、なぜここまで限定したかということ。

では、最初にまた戻ります。まず、公開討論会の件なのですけれども、これについても、私はもうこの9月定例会の会議録は読んでいます。時間がないから、同じことをやったって意味がないから、聞き取りのときに私は、私はそれでわからないから、具体的ではないから、具体的に説明してくれと。私も一応対立候補として公開討論会に出るという約束した当本人ですから、だからその辺を踏まえて、わかるように具体的に言ってくれないかと。私は参加すると言った立場ですから、参加しない理由がわからないのですよ。そこを市民にわかるように具体的に言ってくれないかと、それを聞きたいのです、具体的に。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 公開討論会につきましてのお尋ねでありますけれども、具体的にということでもありますけれども、先ほどの答弁に尽きるわけでございます、それ以上心の動きをもしお伝えするということになりますと、やはり公職選挙法という大きな法律、そのもとで、私も興奮しがちな性格の持ち主でありまして、例えば公開討論会に行き、その進行をコーディネーターの方が今後のむつ市のことをどうしますか、何かあのときのペーパーに、むつ市のリーダーとしてというふうな表記があったように私今思い出しているのですけれども。そのとき興奮して、こういうふうなむつ市にしたい、そのために市長選挙を勝ち抜きたいと、こういう発言をし、またお願いをするというふうなことになりますと、公職選挙法で規定している事前運動になるという部分を私ちょっと懸念をしたというふうなのが心の動きの中に一つあったことを今思い出しております。先ほどの答弁に尽きるわけですけれども、一つつけ加えさせていただきます、そういうふうなところでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 私がやっぱりわからないという意味がわかっていただけないみたいなのですけれども。といいますのは、私は参加すると言ったのです。なぜ参加するかと。前に市議会議員選挙でも成功しているわけでしょう、それから前々回の市長選のときでも公開討論会は成功しているわけですよ、違反もなく。そうすれば、私はそこで討論の中によって、政策とかそういうものについて、それも結局その主催者のとおりやれば、別に違反でないことは、これは明らかなのです。だから、市長が何を不安に思ってね。何か事前運動とか何とかというのは、どういうことなのか、事前運動ということは。事前運動とはどういうことですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私なりに解釈する事前運動というのは、例えば立候補予定者でありますので、その際に市長になったらこういうふうなことをしたいとか、市長選挙を勝ち抜きたいとか、そういうことが事前運動に抵触するというふうな私は感じ方をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 本当ですか。だって、今ほとんど公開討論やっているでしょうよ、勝ち抜きたいというのは、別に何も違反ではないのではないのですか。勝ち抜きたいというだけで。ポイントはこうでしょう。告示前と告示後で政治活動と結局選挙運動の違い、何か。投票依頼でしょう。私に入れてくださいと言ってはアウトでしょうよ。それを言わないようにして、あなたはコーディネーターに従えば、別に違反になることはないではないですか。中立の立場でリンカーン方式だとか、そういうシステムでやって前に成功しているのですから、それに従ってやれば何も危ないことない

のではないですか。

では、一つの実質的推測、今市長が吐露しましたので、自分の心情とか。では、私側の心情というのはこうだったのですよ。といいますのは、要するに、初め私、主催者、コーディネーターが来たときに、「市長が内諾した」と言うから、私は「本当だか」と言ったのです。「まさか」と言ったのです。何でかということ、勝ちが決まっていたわけでしょう、はっきり言えば。いや、勝ちが決まっています、初めはやろうと思っていたと。だって勝ちが決まっているのに、公開討論をやって危ない道を踏む必要はないと、このまま黙っていけば、もう勝つと。市民もそうだし。そうすれば、無難にいけば勝てると。市民に説明するとかそういうことは、もう別にいいことだと。勝つためには公開討論会よりも平々凡々にやったほうが勝つのではないかと。私たちは、支持者の間でがっかりしたときに、中止といったときに考えたのは、それです。

そうすれば、市長は今市民本位、情報公開、今も言いましたよね。それと明らかに矛盾するのではないですか。政策とかそういうものを訴えてこそ選挙戦とかそういうのにつながるのではないですか。

そしてまた、この後にもありますね。今度は準備期間もいっぱいありますよ。4年弱ですけども。では、そのときには準備期間がありますから公開討論会に参加していただけるのですか。よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまの新谷泰造議員のご発言の中で勝ちが決まっているというふうなお話がありましたけれども、私は決してそんな不遜な気持ちで選挙戦を戦ったわけではありません。やはり街頭、街頭で、また道筋、道筋で私の思うところ、これまでの経歴を述べ、私の意見を

吐露し、そして考え方を発表し、支持をいただいたと、このような思いをしております、勝ちが決まっているというふうな、それは新谷泰造議員の心情だと思いますけれども、私は決してそんな思いでこの選挙戦、7月15日投票の市長選挙に臨んだわけではないということで、私それは否定をさせていただきます。

それから、危ない道を通らないというふうなことがございました。これは、やはり新谷泰造議員の、それもまた心情でありますし、私は決してそういうふうな思いで公開討論会を欠席したというわけではございません。

また、市民本位、情報公開ということは、常に市長選挙の期間中にはお訴えをさせていただきました。そして、市長に当選してから、その政策は実現すべく今努力をしているというふうなことでご理解いただけるのではないかなと思います。

4年後の公開討論会についてのお尋ねでありますけれども、それが実施されるのかどうかもまだ定かではございませんし、また個人的な形の中で選挙期間中の個人演説会は開催はできるわけありますので、また今回の7月15日執行の市長選挙では、私は下北文化会館で個人演説会を開催し、多くの市民の皆様から私の政策の一端をお聞きいただいたというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） どうもありがとうございました。

では、次に移らせていただきます。次に、第2点の杉山市政を継承していくという点についてですけれども、宮下市長は杉山市政の根幹、いわゆる本質、哲学は何だと思えますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 杉山市政の根幹と、非常に難しいお尋ねでございます。ただ、私が思うところ

ろでは、よく杉山前市長は、選挙の公報等では「公平、公正」ということを大きなテーマとして掲げておりました。その部分については、私も公平公正ということはしっかりとこれは継承もしていかなければいけないし、それは継承というよりも、やはり政治家、政治を担当する者、行政を担当する者の本来のあるべき姿であると。これは、継承というよりも本来あるべき姿であるということでの継承の部分でダブっているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 杉山市政の評価は、具体的にどう考えていますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私が評価する以前に、通算6回という市長選挙で多くの市民の皆様方から、その市政をゆだねられていたということの一言に尽きると思います。私も昭和60年の初めての市長選挙のときから杉山肅氏を市長選挙の際は応援をしまいったというふうなことでございますので、その部分でご理解いただけるのではないかなと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 私は杉山市政の根幹、本質、哲学は、財政再建だと思っております。なぜならば、杉山前市長が最初の市長選に当選したときの公約が財政再建だったのです。当時むつ市は、財政赤字に苦しんでおりました。そのとき杉山前市長は、自分は銀行マンの経験もあるから、自分ならば財政再建は必ずできるというマニフェストです、それを掲げて当選しました。そして、一時は財政も立て直した。ところが、最近財政について赤字になってきておりましたので、私は前々回の市長選で、結局市を赤字財政にしたのは、市長、だめだという形で批判をしました。そうしましたら、杉山前市長は、その後財政再建に本格的に取

り組むという情報が私にも入ってきておりましたので、私は喜んでおりました。

ところが、突然庁舎移転するという、個人で言えば、破産寸前の人が新しい家を建てるような非常識なことをする、これは大変だと思いましたが、当時良識ある議会は、それを否決してくれました。私は、そのとき安堵しておりました。

ところが、杉山前市長は、さらに同じ案件を提出するという情報が入りました。私は、一度否決されたものをもう一度提出するということは、議会を軽視することだし、法律的で言えば、一事不再議の原則に反するわけです。そこで私は市に対して、そのことを問うたら、いや、内容が変わっているから、県から了承を得ていると言われました。そして、その後に再度提出されたら賛成ということになりました。私は、住民訴訟とかそういうものを考えて東京電力等にも内容証明を送ったりして個人的抵抗を試みましたが、力不足に至っております。

そして、私は議員になる前には、庁舎移転はただ9億5,000万円の無駄遣いかなと思っておりました。ところが、合併特例債を発行するというので、合併特例債というのを調べましたら、7割が国負担、3割がむつ市負担。そうすれば、15億円があれば、50億円の地域振興と格差是正、雇用対策、そういうものができるのではないかと思います。でも私は確信を持てなかったもので、ああ、そうかなと考えていました。ある日私のおじさん、むつ商工会議所の前会頭でございますが、親戚です、おじさんなので、私が席で一緒になったときに、おじさん、今私が調べてみたら、この50億円の資金というのができて地域振興ができたのではないかという話をしました。前会頭は、杉山市長と一緒に東京電力等に行って、15億円の寄附を得たと。これによって地域振興をするという約束だったと。ところが、突然杉山前市長は庁舎移転

というものに使うという形になったと。では、おじさん、まだ今5億5,000万円、6億円近くあるから、ではこれを今やめれば、地元負担なく、20億円の地域振興ができるのですねと。ああ、そうだと。そういう地域振興というものについて考えないで、庁舎移転を今この地に進めるとする。そして、先ほどの赤字解消計画の中に、ランニングコストが入っていないと。

(「入っている」の声あり)

○3番(新谷泰造) いや、その入っているのは何を入れているかということ、移った後の現実のランニングコストではなく、今の庁舎の維持費を入れているのです。そうすれば、本当の計画ではないのではないかと。

もう一つは、また今もうずれたので、赤字解消計画のほうに行きますけれども、赤字解消計画の中で3億5,000万円の除雪費を使っていると。そうすると、平成17年の積雪のときは5億円かかっていると。そうすれば、仮に最悪を考えますと、1億5,000万円の5年間、7億5,000万円が赤字になる可能性はあるわけだ、平均はとってというのはさっき言ったのですけれども。むつ市が確かに普通の財政状況だったらいいわけです、それでも。ところが、むつ市はもう早期健全化団体に入るとはもう確実視されていると。といいますのは、平成18年度で13.幾つですよ。今平成19年度の決算見込みですと15.4%悪化しているわけだ。そうすると、財政再生団体に陥らないためにあと3.4%、あと9億円近くよりないわけだ。これをすれば財政再生団体に入ることになるわけですね。

このような状況において、こんな甘い赤字解消計画でいいのか。最悪を考えて、絶対財政再生団体に陥らない、つまり実質比率というのは家庭で言えば1年間の家計の赤字ですよ。それを今なくするというをやっておりますけれども、そ

れはもう財政再生団体に陥れば、むつ総合病院もなくなる可能性はある、図書館もなくなる、ウェルネスパークもなくなる、そういう可能性はあるわけです。そうすれば、そこに絶対に陥らないための赤字解消計画が必要ではないかと。私このためさっき2点を質問しているのです。赤字解消計画が絵にかいたもちになりかねないのではないかと。

そして、この赤字解消計画の根本は、さっき市長が言われましたように、人件費でしょう。人件費が落ちるといのは何かということ、それは団塊世代の人が逆ピラミッドでこれから退職していくから人件費は減っていくと。

次に、今度先ほど市長が言いましたことを言いますと、電源立地地域対策交付金が主なものだ。そうすれば、その電源立地地域対策交付金が入ってくるかというのは、シミュレーションを出してくれと財政課へ言ったって、今の状況では、もう出せないというわけでしょう。そうすれば、その不安定なものに立っての財政再建だったら、現に今黒字見込みが、電源立地地域対策交付金の関係でも3億6,000万円の赤字が出ているわけではないですが、現実には。そういう赤字も寸前、もう今まで私は実質的に破産寸前ではないかと言っていましたけれども、平成18年度からは法律的に早期健全化団体、破産寸前だと言われるわけですよ。それでも庁舎移転というのを突っ込まなければだめなのか。その辺よろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) お答えになるかどうかわかりませんが、まず一つ、1点目の、2点お尋ねなのかなというふうな思いをしているところですけれども、おじ様と前市長と、その15億円の寄附云々の話は、私は一切承知しておりません。そういうふうなことであります。

さらに、赤字解消計画が絵にかいたもちという

ふうな表現いたしましたけれども、決してそのようにならないように私たちしっかりと身を引き締めて頑張っていくのだというふうな決意を再三述べているわけでありまして、仮に財政再生団体、早期健全化団体、その両団体に、この早期健全化団体のほうは、まだ非常に率のほうは、分母が大きくなってくるような状況でございますので、それにまだ非常に微妙な時期でございます。仮になれば先ほどの前の議員にご答弁いたしましたように、赤字解消計画をもとにしたその解消計画を議決いただき、外部監査を受けていくというふうな形になりますし、しかしそれになったとしてもならなかったとしても、私はこの赤字解消計画をしっかりと進め、気持ちのうえではもう早期健全化団体であるよというふうな気持ちでこの赤字解消に向かって突き進んでいく必要があると、このような認識を持っているところであります。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 先ほど一事不再議の件をお話ししていましたが、何か誤解があるみたいなので、私のほうからお話します。

これは、同じ案件を同一議会に、会期中に出すというのが一事不再議であって、それはできないと。当該案件につきましては、次の議会に提出して御議決をいただいておりますので、この一事不再議には該当しないと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） それは、言われなくてもわかっています。実質的なことを言っていますので、その辺はご理解願いたいとこっちから。

○議長（村中徹也） 質問終わりですか。あれば続けてください。3番。

○3番（新谷泰造） あと5分よりもう時間がないので、あとの件については3月定例会にまた準備して頑張りたいと思っておりますので。ただ私は、いわ

ゆる財政再生団体になれば困るのは弱者たる市民という考え方もありますし、弱者だけでなくもみんな困ると。そうして、いわゆる夕張市は国の見せしめでございますよね。ですから、この愛するむつ市がどうか財政再生団体にならないように、市政の運営にもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これで、新谷泰造議員の質問を終わります。

午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名

○議長（村中徹也） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

3番新谷泰造議員を指名いたします。

工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。17番工藤孝夫議員。

（17番 工藤孝夫議員登壇）

○17番（工藤孝夫） 旧川内町選出、日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第194回定例会に当たり、通告に基づいて質問をいたします。

今社会保障と医療制度の連続し続ける改悪の中で、多くの国民は憲法あって暮らしなしと言われる状況にさらされつつあり、それは大方の市民も例外ではありません。特に小泉内閣以来、年金、

医療、介護、障害者など社会保障のあらゆる分野で負担はふえ、給付は削減されてきました。本来国民の暮らしを支えるべき社会保障が逆に暮らしを圧迫しているのです。しかも、失業や倒産、病気などで生活が苦しくなり、保険料や利用料の負担に耐え切れなくなった人たちが情け容赦なく切り捨てられている実態があります。こうして社会のあちこちで、市民の中で医療難民、介護難民、リハビリ難民が続出し、そしてこれから在宅難民が生まれようとしているように、メディアが難民と呼ぶような状態に追い込まれています。どうして世界第2位の経済力を誇る日本でこうしたことになるのか。ここには財界、大企業の要求の反映があります。私は、このことを指摘し、以下質問いたします。

昨年6月、財界の要求を重要な背景として持つ医療費抑制のための構造改革が強行成立させられました。目的は、医療費の削減であります。この具体化が各都道府県への医療費適正化計画の作成実施の義務づけであり、その具体的手法が今大問題となっている後期高齢者医療制度の創設、2つが地域ケア整備構想、つまり現在ある38万床の療養病床を15万床に削減するもの、そして3つ目が主題の特定健診、特定保健指導の保険者への義務づけ問題であります。

この問題点の第1は、健診の変質とペナルティーです。これまで自治体が住民に実施してきた基本健診などは、住民の健康保持、病気の早期発見、早期治療を目的としたものでした。ところが、特定健診は、その最大の目的を医療費の削減としております。健診の中心はメタボリックシンドロームの該当者や予備軍としています。問題なのは、健診内容を特化し、目標値を設定、受診率や削減目標値の達成度によって医療制度への保険料を加算や減算をしてペナルティーを導入するとしているところにあります。ペナルティーまで準備して

病気になったら医療費がかかるから、病気になるなどと言うべき国民の健康より先に医療費の削減を優先させる、こうした制度は、公的医療保険の役割を変質させるゆゆしきことと断じざるを得ないものですが、罰則付きのこの事業に市行政としてどのように対応するのか伺うものであります。

第2点は、国保税、健診料等の値上げの懸念であります。特定健診の導入により従来老人保健法に基づいて自治体が公費で実施してきた基本健診が廃止され、健診の実施主体が国保に移ります。費用の市の分が国保財政から拠出されることから、国保税のさらなる値上げにつながらないか、懸念を抱くものですが、ご答弁を求めます。

第3点に健診の趣旨の変質の問題であります。健診の項目が特化されることにより、従来の健診内容が後退、縮小することは避けられないとすれば、他の病気の予防、早期発見及び治療に逆行しかねない事態を招くこととなります。そのようにしないため、市としてどのような対策をとるつもりなのか、答弁を求めます。

以上、問題の対応、対策方とともに内容と計画についてもご答弁を求めるものであります。

次に、学校給食にかかわって質問いたします。市の小・中学校の中で唯一完全給食の未実施校である旧川内町の4小学校が来年度より完全給食が実施される運びとなり、関係者一同安堵いたしているところであります。

さて、学校給食に当たっては、以前から農産物、生産者団体及び保護者の皆さん方から、地元の生産物を食材として活用してほしいとの願いが出されていたことは教育委員会もご承知のとおりと思います。現在無農薬栽培農業へ転換されている生産者も増加している現状にあって、児童・生徒の健康を守る観点からも大事なことであります。地域の農水産業にとっても有益であり、連帯感も生まれます。

2005年、食育基本法が制定され、最近では文部科学省が食育重視の給食方針を打ち出したことが報道されております。市管内全校が完全給食実施になるに伴い、地場産品を柱とした地産地消中心の学校給食の実施方を強く求めますが、ご答弁を求めます。

最後は、除排雪対策についてであります。昨年は、例年より少雪暖冬で、市民生活への影響や苦情もなく、心もいやされた冬期間でありました。しかし、今期は降雪の多い冬になりそうだとの報道もなされ、北海道の一部では既に例年にならぬ積雪だと言われております。雪とはまさに格闘と言わなければならないもので、心身の疲労はもとより、豪雪による災害が市民生活に重大な影響を与え、時として人命を奪う惨事となります。特に旧川内町は袋小路も多く、道路の狭隘箇所が多い地域であります。児童・生徒の通学路及び歩道等の安全性の確保のため、きめ細かな除排雪の徹底も望まれます。市民生活に支障を来さない体制、対策方を強く求めるものであります。

以上、誠意ある答弁を求めまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、特定健診と保健指導についてのご質問の第1点目、受診率等によるペナルティーについてであります。平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、40歳以上の被保険者を対象に内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した特定健診、保健指導が医療保険の保険者に義務づけられました。この目的は、糖尿病等の有病者及び予備群の減少により国民の健康増進、生活の質の向上を図るものであり、保健指導により生活習慣病のリスク要因が減少す

ることによって、中長期的には医療費の伸びの適正化を図るものであります。市では、来年度からの実施に向けて、平成24年度までの5年を1期として、健診等の具体的な実施方法及び具体的な目標等を定める特定健診等実施計画を策定中であります。

さて、工藤議員ご指摘のペナルティーではありますが、これは平成25年度から特定健診の実施率、特定保健指導の実施率並びにメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に応じ、保険者が後期高齢者医療制度に拠出する後期高齢者支援金をプラス・マイナス10%の範囲で加算または減算するものであります。この仕組みに違和感を持つ方もあろうかと思いますが、実施率を上げ、生活習慣病を減少させることによって医療費の伸びが抑制でき、また後期高齢者支援金の減算の可能性もあることから、積極的に実施してまいりたいと考えております。

次に、特定健診の実施により国保税や健診料の値上げにならないかのご質問であります。特定健診の費用負担については、国及び県が健診等に要する費用のうち政令に定めるものの3分の1に相当する額をそれぞれ負担することになっております。保険者負担分については、国保税で賄うこととなりますので、国保税積算の一つの要素になることをご理解願います。

なお、特定健診の単価につきましては、今後実施機関等と協議のうえ定める予定であります。その過程で受診者の負担につきましては、現行の金額を勘案しながら、受診率向上を妨げない範囲で定めたいと考えております。

次に、健診内容が後退、縮小されるとすれば、病気の予防、早期発見に逆行しかねないのご懸念があるようですが、特定健診の健診項目は、現行の老人保健法の規定による基本健診の健診項目とほぼ同じであり、健診内容が後退、縮小するこ

とはございません。

また、従来老人保健事業として衛生部門が中心に行ってきた生活習慣病対策を医療保健部門の国保年金課と衛生部門の健康推進課とで役割分担して実施することになっており、国保部門が主に担当する保健事業であるリスクの高いほうへの個別指導と、衛生部門が主に担当する健康教室、相談、住民組織活動、健康づくりのための環境整備等の集団指導をあわせて実施してまいることから、これまで以上にきめ細かな健診、指導となりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

2点目の学校給食につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

3点目の除排雪対策についてのご質問にお答えいたします。現在当市の市道と市道以外の生活道路を合わせた除雪路線は1,434路線、466キロメートルとなっております。市といたしましては、広範囲な行政区域に対し、きめ細かな除排雪を実施するため、各庁舎ごとに作成した除雪計画に基づき、地域の降雪量に合わせた出勤ができるようパトロールを実施して判断することにしております。また、県管理の国道、県道につきましても、県との連絡を密にし、効率的な除排雪を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、詳細につきましては、建設部長からお答えさせます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 工藤議員の学校給食に係るご質問にお答えいたします。

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、栄養バランスのとれた食事を提供することによりまして、健康の増進、体位の向上を図ること、さらには、はしや茶碗の持ち方、食事の正しい食べ方、姿勢などの食事

マナーに留意させるなど、計画的、継続的な指導を行うことによって望ましい食習慣を身につけさせることを目的としております。

しかし、特に近年は食生活を取り巻く社会環境が変化し、食行動の多様化が進むにつれ、脂肪の過剰摂取やカルシウム不足といった栄養摂取にかかわる問題や生活習慣病の若年化など、食に起因する健康問題が増加しており、学校給食におきましても、これまで以上にカロリーや栄養の偏らないバランスのとれたメニューづくり、安全安心な食材探しに工夫、配慮が求められているところでございます。

学校現場では、食材の調達に当たっては、できるだけ地元で調達できるものは地元からということで食材確保に努めているところであります。

本年4月から9月までの学校給食における地元産品を食材とした主なものは、米、地元加工のパンやめん類、野菜や山菜、大豆などのほか、イカ、ホタテ、アサリなどの魚介類を使用しているところであります。

現在の食生活は、ややもしますと食品産業や食に関する情報ははらんにより地域性を失い、画一化されてきていることが懸念されておりますが、学校給食に地域産物や季節ごとの郷土食を取り入れることは、子供たちが身近な地域の食文化に触れることにより郷土愛、思いやり、感謝するなどの心をはぐくむという点では大いに意義のあるところであると思っております。

しかしながら、学校給食の提供に当たっては、まず第一に安全で質のよい食材が確保できるかどうかであります。さらに、安定して継続的、必要なときに必要な分だけ供給していただけるかどうかということでもあります。また、次に重要なことは、食材を安価に安く仕入れることができるかという大きな課題がございます。

本市における学校給食費は、平均しますと、小

学校では1食当たり271円、中学校では297円となっております。諸物価高騰の折、各校ともこの価格を維持継続していくことが大変困難になっているのが実際のところであります。地元産品を継続的に活用していくためには、このあたりのところがどうしてもクリアされていかなければならないところがございます。これからも、これまで以上に地元産品を導入するに当たりましては、校長を初め栄養士、調理担当者などとも相談しながら、可能な限り努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 質問事項第3点目の除排雪対策についてのご質問に対しまして、除雪体制の概要等細部につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、平成19年度の各地区の除雪路線数、その延長及び委託業者数についてでございますが、むつ地区が890路線、326キロメートル、23業者、川内地区が175路線、60キロメートル、10業者、大畑地区が255路線、57キロメートル、9業者、脇野沢地区が114路線、24キロメートル、4業者となっております。各地区とも例年とほぼ同じ除雪延長及び業者数となっております。

通学路等の歩道除雪につきましても、各地区のこれまでの実績を基本に全体で21キロメートルを実施することとしておりますし、小路につきましても、小型除雪車の配車を工夫するなどして、スムーズな除雪を図りたいと考えております。

また、委託業者に対する市民からの苦情への対応につきましても、毎年シーズン前に行っております委託業者との除雪会議において、できるだけ苦情がないよう、迅速かつ丁寧な施行をするとともに、言動等にも十分注意をして、トラブルを起こさないよう指導を行ったところがございます。

いずれにいたしましても、業者、職員双方にお

きまして、市民生活に支障のないような体制で臨むことといたしております。しかしながら、降雪、積雪の状況によっては、パトロール等に行き届かない場合もあると思われまので、議員にもお願いしたいところがございますが、苦情、要望がありましたら、各庁舎に情報を寄せていただければ、職員が巡回中の車両に無線で連絡をとり、速やかに現場の状況を確認し、そして適切な対応をするようにしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

除排雪対策につきましては、市民、住民の生活道の確保のため、答弁のように万全の体制を期してほしいということ強く要請しておきたいと思っております。

それから、学校給食と地産地消の問題についても、さまざまな生産団体、あるいは流通団体との関連があつて、大変複雑で一気にはいかないということはよくわかっておりますので、今後計画を立てて、それに基づいて随時進めていってほしいということをご要望しておきたいと思っております。

健診の問題であります。特定健診の実績に応じてペナルティーを科すという仕組みが導入されました。先ほどきめ細かなものにしたいというご答弁がありましたけれども、市としてこの健診の受診率、あるいは保健指導の実施率、あるいは有病者及び予備群の減少率、こういった数値目標をどのように置かれているのか。対象人数も含めてご答弁をお願いしたいと思います。

また、保険税、健診料の値上げの懸念の問題についてでありますけれども、いわゆるこの健診によって医療内容が特化、限定されるわけですから、健康を維持するということで、それ以外の健診を受けようということになりますと、この後期高齢

者医療制度での基本健診は基本的には義務化されなくなると私は理解しております。国の負担もなくなるといふことで、おのずから健診費用は国保財政から拠出されるということになりますと、国保財政へのはね返りということでは値上がりにつながりかねないのではないかという懸念も強く持っているものですから、その点について、いや、そんな心配はないよという断言ができるかどうか、まずこの2点についてお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 民生部副理事。

○民生部副理事（河野健二） まず、特定健診の市の対象者ということでございますけれども、現在の国保加入者から推測いたしまして、特定健診の対象者は1万7,000人ぐらいと予測いたしております。これは、国保の加入者の中で40歳から74歳までの方々の数でございます。そのうち市でクリアしなければならぬ健診の人数は平成24年度において約1万1,000人ということになります。ただ、細かい数値については、ただいま検討中でございますので、概数だけを申し上げさせていただきます。

それから、先ほど後期高齢者の特定健診のお話をされましたけれども、特定健診というのは、ただいま申し上げましたように、40歳から74歳までの方が対象でございます。75歳以上の方々については、特定健診の対象ではないのでありまして、通常の健診、健康診査の対象ということになります。つきましては、特定保健指導の対象でもないわけございまして、特定保健指導というのは、特定健診と特定保健指導がセットでございます。ですので、75歳以上の方々については、これまでの一般の保健指導、あるいは健康教育とか、そういうのを利用していただくと、こういうことになります。

健診料については、国、県、3分の1ずつ補助がございます。残りについては、議員おっしゃる

ように、国保の負担ということになります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） 国保の負担になるわけですから、保険税の値上げに結びつくという可能性があるわけです。

さらに、2点ほどお聞きいたしますけれども、この保健指導、報道の一部を拝見いたしますと、保健指導を自前でやれるのかどうかということがいろいろ話題になっているようです。それで、お聞きするわけですが、これ外部に委託されるという傾向が強くなるのかどうか、また委託するとすれば、その委託先はどこになるのか。こういう点、お聞きいたします。

2点目でありますけれども、健診項目ですが、生活習慣病ということで特定してきているわけですね。例えば骨粗鬆症でも生活習慣病だということでもありますし、また今問題になっておりますC型肝炎、これが今健診に入っていないという指摘もなされております。これらのことを考えますと、これらは自前でということになるのかと思えますけれども、健診の必須項目との関係でこれらの問題がどのような扱いになっていくのか、この2点、お尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部副理事。

○保健福祉部副理事（吉田市夫） ただいまいただきました工藤議員のご質問にお答えいたします。

保健指導についてアウトソーシング、いわゆる外部委託するのかどうかということでございますけれども、この後期高齢者の加算減算というペナルティーを科された場合、委託を確実にその予備群を減らすという確立を持って受ける委託業者というのはしっかりとした業者でなければなりません。市内において、そういう業者がありませんので、今のところ外部委託はしないで、自前で市の職員の保健師で対応するというところで考えてござ

います。

次の生活習慣病の中には骨粗鬆症とかC型肝炎というの也被られるので、その健診の中に項目があるのかどうか、そういうのも生活習慣病なのではないかというご質問でございますけれども、今回の生活習慣病は、糖尿病の疾病におけることが基本でございます、骨粗鬆症、C型肝炎については、現在の健診項目の中に入れてございません。

また、特定健診以外の基本健診、いわゆる75歳以上の健診については、基本健診ということで、国保以外の健康推進課の衛生保健師が対応して健診を特定健診と一緒に受けて健診率を上げる用意をしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） ペナルティーがございます。後期高齢者医療制度の中から10%を中心にして上下があると、業績によって。こういうことであります。健診の目的は、あくまでも受診者の健康であって、国民に健康を保障する責任は国にあるというのは憲法第25条の立場です。

こういう点を踏まえて市長にお聞きいたしますけれども、市長はむつ下北の中でも佐井村長と2名のみの後期高齢者医療制度広域連合の数少ない議員でもあります。先ほど述べましたように、この特定健診、あるいはこの指導事業というのは、後期高齢者医療制度と不可分のものとして打ち出されてきた事業ということでございますので、こういうさまざまな問題がこれからやがて出てくるだろうというふうに私は思うのです。後期高齢者医療制度の陰に隠れて、まだ余り目立っていないわけですが、市民の中からこれからはいいよ苦情も出てくれば、さまざま要求にもなってくるというふうに私は考えます。したがって、

そうした市民の声、要求というものを、数少ないむつ下北の議員の一人として、議会で強く代表者として発言し、実現するように奮闘していただきたいというふうに思いますけれども、その市長のご決意をお聞かせ願えればと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私もペナルティーという部分については、驚きを持って接したわけございまして、そしてこの健診の受診率ということは、さきに何か私本当に個人的な感想でございましたけれども、病気を探すのではないだろうかというふうな思いをしたわけです。ところが、そうではなくて、病気があったら早く探して、そしてそれを早く対応していくことが医療費の抑制につながっていくのだという趣旨と承っております。

そこで、やはりこの受診率を高めるということは、健康な市民生活を営んでいただくための手段でもありますし、単にこれはペナルティーの問題ではなくて、住みよいまちづくり、そして健康な市民生活を送るためのその健康の維持のための受診率向上でありますので、その部分については市としては受診率向上に向けてサービスを充実していきたいと、このように考えますし、後期高齢者のほうの広域議会でも、今工藤議員のお話のような部分、これからスタートするわけでございます。その部分において、市民の方々のご不満な点、そういう不明な点がございましたら、担当のほうに申しつけていただければ、私のほうからこの広域議会に出席の際に、こういうふうな現状についてのお話をさせていただきたいと、このような形で臨んでいきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） しっかり奮闘していただきますことを強く重ねて要望して質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

午後 3 時 5 分まで暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 8 分 休憩

午後 3 時 0 5 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

富岡幸夫議員

○議長（村中徹也） 次は、富岡幸夫議員の登壇を求めます。19番富岡幸夫議員。

（19番 富岡幸夫議員登壇）

○19番（富岡幸夫） むつ市議会第194回定例会に当たり一般質問を行います。通告は3点でありましたけれども、質問の順序が変わっておりまして、事前に申し上げたいと思います。答弁は、そのまま結構でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私は、このたびの選挙におきまして、3期目に当たり、10年ほどの議会活動をこの先地域住民、さらには子供たち、むつ下北の将来のために一生懸命ささげたい、このように思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、私どもも新しいメンバーになりましたが、むつ市長の職におかれまして、宮下市長が7月に初当選され、私たちの地域も年代も変わり、新しい風が吹く、そして新しい地域に向かっていく、そのような時代になったのではないのでしょうか。そのときに合併された多くの住民の方々が合併してよかった、この下北に住んでよかった、このように思われる地域に議会または行政担当の方々こそぞって邁進していかなければならない、このように考えております。

私は、地域の自立とまちづくりを主眼にこの4年間質問をしてまいりたい、このように思っております。

そこで、質問に入りますが、第1点目は運動公園の整備計画であります。当市では、以前より体育施設充実のため、整備計画があったのでありますが、記憶に新しいところでは、青森県による克雪ドーム建設計画がありまして、平成10年ごろだったと思いますが、その計画が発表され、その場所の選定でむつ市議会もいささか市長の提案にちゅうちょをいたした覚えがあります。

この拡張整備事業がウェルネスパーク基本構想なるものとして建設場所が大平岸壁に変更され、現在に至っております。当初計画は、むつ運動公園の拡張整備計画として総合体育館など現運動公園の倍の面積で立派な計画がなされていたのですが、用地交渉の関係で拡張整備計画が大幅に変更されたという経緯であります。

市長がかわられた今日、将来のあるべきむつ市の姿を望むならば、新たな運動公園の整備があってもよいのではないかと、このように思っているところであります。現段階では、財政的ないろいろな事情があるとは思いますが、これまで計画されてきた運動公園の整備計画のその後の推移はどのようになっているのかお知らせを願いたいと思います。

さらに、都市計画に沿う下北地域全体のことを考慮して地域の総合運動施設のビジョン構築してもよいのではないかと考えております。その施策に立てないかどうかとも伺うものであります。

近年では、陸上競技場を中心として県大会はもちろんのことではありますが、多くの東北大会も催されているようでございますし、スポーツ各種全般にわたりむつ地域のスポーツマンが多分なる成果を上げられている、このような現状の中で将来の姿が変わっていったよろしいのではないかと考えております。

次に、JR大湊線の今後について伺います。先般マスコミの報道によりJR東日本本社広報部が

発表されたようではありますが、東北新幹線全線開通後も大湊線は存続をさせる、このような発表がなされたところであります。先日の行政報告におかれましても、同僚議員がそのことに触れ、質問をしておりました。市長は、情報は入っていなかったものの歓迎するありがたい話だというふうなことでありましたけれども、私どもはそれはそれにこしたことはないのでありますけれども、東北本線が新幹線八戸 新青森間開業後並行在来線として青い森鉄道となって大湊線が単独路線として残る。今後の大湊線の利用方といいますか、あり方について、本当にそれでいいのか、私はいささか不安も残るところであります。

現実的に今日は、県都青森市まで快速列車、そして新幹線乗り継ぎのため八戸駅までの直通快速列車が走っているところでもありますが、このような構造ががらっと変わるということは現実であります。特に新青森駅開業後、大湊線の快速列車が新青森駅まで行くという保証は全くありません。

さらに、車に乗れる方は七戸駅でも結構でしょうが、全く足のない地域住民にとっては、これまでどおり八戸駅に接続を求める、このような状況であります。そのようなときに大湊線の利用がさらに低下していく、このようなことがあれば、存続はされたものの赤字となり、いつ廃線の話があってもおかしくない。実情により論をまたない、こういうふうなことになると思います。

そこで、ＪＲ大湊線が将来にわたり存続が維持されるとすると安心感確約というものはこれまでのＪＲ東日本並びに県との協議の中でどの程度のものであったのか、その受けとめ方についてお知らせを願えればありがたいと、このように思っております。

もう一点は、ＪＲ大湊線の今後の利便性についてであります。先ほども申し上げましたように、

大湊線の維持というものは非常に難しくなっていく。利用者がなければＪＲ東日本は幾ら大湊駅にホテルを建て、投資をしたとしても、はかりにかければ撤退を余儀なくされる、このようなことになると思います。将来を見据えて並行在来線青い森鉄道、これらに乗り入れるための協議、これは今後どうなされるのか。現在県議会、きのう閉会いたしましたけれども、今回の定例会では、青い森鉄道の話題でしきりでありました。各自治体が負担を求められ、そして沿線の自治体はそれぞれ財政難のもとに、その捻出を次の定例会にかけようか、来年度の予算で図ろうか、そのような状況に陥っているのであります。我々は、ＪＲ大湊線が残ったことによって当面心配はないとするものの、果たして乗り入れる段階でその負担が来ないのかどうか、これは何の保障もないわけでありまして、我々がこの辺でそれらを仕掛けるといいですか、そのテーブルに着くという用意があっても、私はよろしいのではないかと、このように思っているところであります。それらのことの調整を今後いかにして図っていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

最後に、障がい者の雇用問題であります。改選前の９月の初め、障がい者を支援しているボランティア団体によりまして、早掛レイクサイドヒルキャンプ場で課外活動が行われました。私もボランティア活動の協賛会員でありましたので、お誘いを受け、お邪魔をいたしました。そこには市長もおられましたし、市の職員もおられました。50人ほどの障がい者の方とお手伝いをするボランティアの方々でございました。天候もよく、障がいのある方々、ご家族の方々、またはボランティアで参加している皆さん、非常に和気あいあいと、初めてでありましたけれども、年に1度こういうふうな計画を持ちたいということでは大成功裏に終わったのではないかなと、こういうふうな思っ

たところであります。

しかしながら、その障がい者の皆様方の家族の中には、自立をして今後働きたい、こう思っている方も数多くあるわけでありまして、それらのことについて、ある報道によりますと、青森県内の障害者雇用、現状という記事であります。従業員56人以上の民間企業の実雇用率は平均1.56である。依然として法定基準の1.8%に届いていないというものであります。さらに、自治体の法定基準は2.1%であるが、基準を満たさなかった市町村、その中にむつ市も入っております。このような障がい者の雇用の現状、今後の雇用について伺うものであります。

障がい者にとって私どもの地域というものは、非常に冷たいといえますが、優しくない、大変な地域であると私は思っております。経済も疲弊しておれば、障がい者自身、自立支援で負担を求められる、ましてやこのたびの物価高で生活は楽ではない、このような現状であります。そういう中で障がい者の家族を持つ家庭にとっては、大きな負担が強いられていくことは間違いないのであります。今後において、障がい者に対するその雇用の施策をどのように考えておられるのか、現状とともにお知らせを願いたいと思います。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 富岡幸夫議員のご質問にお答えをいたします。

富岡幸夫議員からの通告順とちょっと違う順番でのご質問でございましたけれども、通告順に従っての答弁でよろしいというお話がございましたので、通告順に従いまして答弁をさせていただきます。

J R大湊線の今後についてのご質問にお答えいたします。ご質問の趣旨は、東北新幹線八戸 新

青森間開業時は、J R大湊線が存続されるのか、また青い森鉄道とのかかわり方はどうするのか、利便性の向上にどう努力していくのかというようなことでもあります。

まず、J R大湊線の存続についてであります。平成22年度の東北新幹線八戸 新青森間の開業に伴い、東北本線は並行在来線青い森鉄道としてJ R東日本から経営分離されることとなっているところであります。東北本線の枝線でありますJ R大湊線の経営につきましては、これまで強風対策とともに下北総合開発期成同盟会における県に対する重点要望事項として位置づけ、再三にわたり県を通じて積極的に働きかける一方、議員ご承知のとおり、議会ともどもJ R東日本盛岡支社及び県選出国會議員に対して要望活動を重ねてまいったところでもあります。

これまでのJ R東日本との話し合いの経緯から、経営分離はないものと受けとめてはありましたが、先般J R東日本本社広報部の発言が新聞報道され、大湊線が従来どおりJ Rにより存続されるということを知るに及んで胸をなでおろすと同時に、私といたしましても、できるだけ早い機会に直接確認をとらねばならないという思いに駆られた次第であります。

また、J R大湊線は、下北半島住民にとりまして、通勤、通学、通院など日常生活に不可欠な交通手段であるとともに、豊富な観光資源を有するむつ下北地域への誘客のための重要な路線であり、下北半島への唯一の鉄道でありますので、将来にわたりJ Rによる運行が確保されるよう図っていかねばならないものと改めて気を引き締めているところであります。したがって、J R大湊線の存続について、今後できるだけ早い機会に的確な情報収集に努めるとともに、関係機関との連携を密にしながら、J R東日本を初め県等に対して適時適切な協議、要望活動に一層努め

てまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援、ご協力方につきましてもよろしくお願い申し上げます。

次に、青い森鉄道のかかわりと利便性についてありますが、東北新幹線八戸 新青森間開業後は、野辺地から八戸及び青森までは並行在来線を活用することとなりますので、今後ＪＲ東日本のほか並行在来線の線路等の保有、整備を手がける青森県及び運行を担う青い森鉄道に対しましても、大湊線の利便性の向上等について要望してまいりたいと考えております。

ＪＲ大湊線は、今後新幹線新青森駅開業効果や下北駅前広場の完成による機能の充実に伴い、利用者が使いやすくなることなどにより利用者数の増加が見込めるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、利用者数の増加を図ることがＪＲ大湊線の存続のためにも欠かせないものでありますので、お互いに利用する努力もしながら、利便性向上について行政、関係機関及び地域住民が一丸となって取り組んでいくべきものと思いを強くしているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

むつ運動公園の整備についてのご質問につきましては、教育委員会の所管でありますので、教育委員会から答弁を申し上げます。

次に、障害者雇用についてのご質問にお答えします。まず、当市の障害者雇用の現状についてのご質問にお答えいたします。富岡幸夫議員もご承知のとおり、障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、一定の割合以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければならないとされております。この一定割合は、一般の民間企業の場合は1.8%以上、国及び地方公共団体の場合は2.1%以上となっております。これを当市に当てはめて保育士、保健師及び看護師等の除外職員を差し引いた職員数でルール計算

してみますと、7人以上雇用していなければならないこととなります。

去る11月20日に青森労働局が発表した平成19年度障害者雇用状況報告のまとめによりますと、県内の地方公共団体のうち法定雇用率2.1%が適用される行政機関60カ所の雇用状況は、雇用されている障害者数が423人と昨年より9人減少したものの、職員数の減少により実雇用率は2.14%となり、昨年より0.06ポイント上昇しております。また、その中で市町村等の機関においては、雇用されている障害者は285人で、実雇用率にして1.97%となっております。

当市における平成15年度から今年度までの5年間の障害者の雇用状況は、平成15年度及び平成16年度は雇用者数がともに6人で、実雇用率はそれぞれ2.21%及び2.46%と法定雇用率2.1%を上回っていたものの、平成17年度と平成18年度はともに4人となり、実雇用率は1%台と法定雇用率を下回っております。今年度においては、雇用者数3人で、実雇用率は0.88%となっている状況であります。

当市におきましても、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者採用計画及び雇用状況を青森労働局に提出し、障害者の雇用促進に努めているところであります。しかしながら、今後団塊世代の大量退職を控えることとなりますが、財政状況等の悪化により多くの採用は望めないことから、大変厳しい状況であると言わざるを得ません。

議員ご指摘のように、景気の低迷が続く中で民間企業での障害者の方々の雇用が頭打ちになってくるとのことから、当市においても法定雇用率達成の責務を果たすことはもちろんであります。ワークシェアリング等も含め、行政機関での受け皿づくりが今後ますます重要になってくることは十分認識しているところであります。

いずれにいたしましても、当地域全体の雇用の場の創出がまず必要であろうと考えるところであり、障害者の方々の雇用促進も含めた雇用対策を鋭意推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 富岡幸夫議員のご質問にお答えいたします。

むつ運動公園の整備についてのご質問の都市計画に沿うむつ運動公園の総合計画策定の考えはないかとのことでありますが、運動公園の拡張整備構想につきましては、今から十四、五年前になりますけれども、平成5年ころから運動公園を補完し、市民の多様なニーズにこたえることのできる空間といたしまして、約40ヘクタールに及ぶ市民の森公園整備事業が構想されてきたところであります。その後平成9年度には折から県が新たに策定した新下北地域開発基本構想の中で打ち出してきた克雪ドームを取り込み、より詳細な事業構想を策定すべく財団法人電源地域振興センターに依頼し、ウェルネスパーク整備構想として取りまとめられたところであります。

ご存じのようにその概要は、スポーツの振興、健康増進、余暇の充実など多彩な役割を備えた交流空間という基本方針のもとに克雪ドームを中心として総合体育館、屋内プール、武道館、陸上競技のサブトラック、総合研修センターなどの施設がそれぞれスポーツ関連ゾーン、交流交歓関連ゾーン、レジャー関連ゾーンに取り込まれ、配されたものであったわけでありまして、実際この構想は、県の克雪ドームの建設代行の受け入れと相まって実行に移されたところでありますが、用地取得の段階で暗礁に乗り上げましたことから、克雪ドーム及び屋内プール、芝生広場などの構想の一部を現在の大平埋立地に移して、県と共同事業の形で

事業構築を図ってきたところでございます。このことは、先ほど富岡幸夫議員も述べられているところでございます。したがって、移転構想の中に盛り込まれなかった総合体育館、サブトラック、武道館などにつきましては、今後の課題として残ったところであります。

そこで、教育委員会では、平成12年7月にこれらの施設に加えて野球場のグラウンドの改修、テニスコートの改修、駐車場の拡張整備などを盛り込んだ新たな運動公園拡張整備基本方針を策定したところであります。教育委員会といたしましては、現在ウェルネスパークの隣接地に県が整備を進めております防災緑地の進捗状況をも見据えながら、この基本方針のもとにできるだけ早い機会に具体的な基本計画を策定し、事業構築に向けて市長部局と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（富岡幸夫） 先に運動公園の整備計画のことでお聞きをしないと、こう思います。

私が申し上げたいのは、先ほど壇上でも言いましたけれども、立派なものができ上がっていったということなのです。今後期待したいのは、やはり予算を握っておられる執行権のある市長に、どうしてもいろいろな形でその思いをどこかで出してもらったり、または再度教育委員会の案を具現化するといいですか、将来の地域のため、またはスポーツ振興、将来の子供たちのため、ひいては経済のすそ野の広いスポーツ業種でありますので、大会並びに合宿所などというようなことになりましたら、将来にわたって地域に対する貢献度は非常に大きくなるということもあります。そういうふうな思いで、実は都市計画に沿うというふうな思いで話をさせていただきました。

過去の経緯を見ますと、今教育長からお話しいただきましたように、計画はでき上がっておった

ものの、私も一時この場を離れたこともありましたが、克雪ドームが運動公園から大平岸壁に移ったというところでは話が聞けなかったこともありましたが、これまでの都市計画に位置づけられた運動公園施設というものは、どこに出しても恥ずかしくないものであったと私は思っております。ですから、その執行権のある市長がやる気さえあれば、これからもできないわけではないということでもあります。

ぜひともその辺のところを、市長の思い、答えはわかっているつもりでありますけれども、財政事情が絡むことになれば、もうできないということではわかっているのですけれども、将来にわたって、何期市長をやられるつもりかわかりませんが、そういう腹がおありであれば、その一端をのぞかせていただければありがたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） もう既に回答が出ているようなご質問でございましたけれども、やる気があればというふうなことでございます。財政状況をかんがみながらと、お見込みのとりの回答しかできないわけでございますけれども、やはり富岡幸夫議員、先ほどお話しされましたように、非常に経済の活性化につながっているスポーツ、例えばことしはスポレクあおもり2007、これで約1,000名程度の県外の方々がこのむつ市にフライングディスクと、それからインディアカという2つの競技に参加をしていただき、そして多くの方々が感動し、この地域に対しての非常にいい思い出をお持ち帰りいただいたと聞いております。また、県民大会でも数千人の方々がこのむつ市に来て、大畑地区、川内地区、そしてむつ地区で競技を展開していったということで、非常に多くの方々がスポーツをこの地区に来て競技をし、また楽しんでいただいたということは、その部分におい

ては経済効果が非常に大きかったというふうに私は評価をしているところであります。

さらに、杉山前市長が陸上競技場を非常に立派な競技場につくったということで、県下の非常に高い評価を受けているという陸上競技場でもあります。しかしながら、だんだんとやはり野球場のグラウンドの問題、それからフェンスの問題、それから陸上競技場のサブトラックの問題等々さまざまな問題を抱えています。本当は、一気に解決をして、あそこを本当にむつ下北のスポーツのメッカと、また県内のメッカにしていきたいと、そこによって多くの方々がスポーツを楽しむ、競技をする方々がこのむつ市に来て、そしてむつ市のよさを感じ取っていただくというふうな場所にしたいなと思いますけれども、いかんせんやる気はあるものの、そのような状況でございますので、ご理解をしていただきたいと、このように思います。

また、この部分につきましても、運動公園のその内容等、私のほうからどうこうしたいという部分をお話しするという以前に、やはり教育委員会のほうでそれなりのプランを練っていただき、市長部局と協議をしていただくというのが本来のありべき姿だと、このように思います。思いだけはそうであるということだけを述べさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（富岡幸夫） 市長の思いはわかったつもりであります。ちょっと私もいなかったときの資料をひもといたりしているわけでありまして、本当に当初あそこへ物事を計画したということは、ここにおられるすべての方が、もうわかっているのではないかなと思っているのです。現に宮下市長も、議員時代に杉山前市長の施政方針なり、または変更される全員協議会での説明とか、そういうのは全部聞いておられると思うのです。その結果、

今日のあの運動公園の陸上競技場であったり、いろんな形で利用され、または巣立っていったということを考えれば、本当に将来にわたっては、知恵を結集すれば、これはできない話ではないなと、こう私は思っているのであります。

あのときの、ちょっと古い話をして申しわけないのですが、実はもう大分前になりますけれども、私は田名部川の漕艇場の件でも質問させてもらったことがありました。なかなか難しいなと、そのときは、しもきた克雪ドームができる前でありまして、できれば今の下北半島縦貫道路もあの辺に結節するのではないかなと、こうその構想を思った一人でありましたけれども、今となっては、全く計画がちぐはぐになっているというか、ルートも変わっていますし、そのように思ったことが全く違っているということがありました。

しもきた克雪ドーム建設のための用地に長期間を費やせなかったというようなこととか、運動施設から切り離して運動公園の利用状況を著しく阻害するものではないとか、そういうふうなことで理由を添えているわけであります。5項目実はあるのですが、その中に教育財産の取得は法に定めるところにより市長の職務権限であるというようなことなのです。これは、もう理事者のほうで書かれているということだと思うのですが、先ほど言ったように、市長の思いがあれば、これはできないことではないのですよね。計画は教育委員会でつくってもらおうということで結構だと思えますけれども、そういう意味では、将来の構想として、どこかにとっておいていただきたいなと、こういうふうに思うわけであります。

それで、質問変わりますが、JR大湊線の件でありますけれども、実は2001年11月7日、杉山前市長の時代です。JR大湊線沿線や下北郡の自治体、県、JRで構成する連絡協議会なるものが結成されてきたと。その流れの中で、どういう会議

がされてきたのか、承知はしておりませんが、今回JRでこういう発表をされたというようなことが、これらにどういうふうに関係して流れてきたのかなというふうなところがもしあれば、これは企画部長でしょうか、副市長でしょうか、あればちょっとお知らせ願いたいなと、こう思います。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまのお尋ねの趣旨は、JR大湊線の連絡協議会という団体、機関がございますが、その辺での取り組みの経過というふうに受けとめさせていただきます。議員ご高承のとおり、大湊線の連絡協議会につきましては、平成13年11月に設置されているところでありまして、構成の主なメンバーといたしましては、私どもむつ市、下北郡内の町村、野辺地町、横浜町、そして県の企画政策部長及びJR東日本盛岡支社企画部長と、この9名で構成しているものでございます。この中でもこのJR大湊線の存続という問題については非常にデリケートで、また高い次元での事項でもございますので、この中で直接もんできたというお話は、私も承知はしておりませんが、ただ、この組織の中で常々要望活動の事項として据えております強風対策ですとか、そういったものを具体的な問題として取り組んできたという経過がございますので、その辺のところでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（富岡幸夫） 経過はわかりました。おかげさまで存続につながったということでありますから、よろしかったのかなと、こう思っております。しかし、先ほど壇上でも申し上げましたように、今後の我々の利活用の方法によって将来どういふふうになっていくかということは、我々は大畑線を経験しているわけありますから、同じようなことはできないと。下北駅前広場整備のことで先

ほど言われてきた経過の中で、駅舎までが合意されたというのは、ここ一、二年の話であります。ですから、そういうふうなところでJRが存続するのだよという決断があったのかないのか、その辺も市長は発表されるまでというふうなことでありましたけれども、何らかのお知らせ、アクションが、または相手から感じ取るものがあったのかどうかというふうなことをひとつお聞かせ願いたいと、こう思います。

それと、利便性のことで、我々はこれまで要望していても、八戸へ向かうということでは、JRにかなわなかったわけですね。本数をふやしてもらいたいということがかなわなかったわけです。ところが、2010年、新青森駅開業となりますれば、おのずとその矛先は八戸へ向くと言っても私は過言でないと思っているのです。ですから、その協議につくのはいつなのか、つきたいと思うその希望とか。もう全くないのだと、とにかく情報が今来ただけで、これからはいろんなことを考えていかなければならないというようなことであれば、それはそれでも結構であります。

しかしながら、もう一つつけ加えて一緒にお話ししますが、このたびの青い森鉄道の各自治体に求められてきた負担、これは算定する根拠というのが人口指数であるとか、財政規模指数とか、路線延長指数であるとか、当該市の財政力指数だとか、いろんなことを加味して負担割合が決まっているということなのであります。大湊線がJR線を越えて青い森鉄道に入るといったときに負担を求められない、安心してつながっていくのだよということであればいいのですけれども、もしそうでないとすれば、その覚悟はしておかなければならない。

私は、極端に言うと、今から出資してもいいと、我々から出資してもいいと。先ほどの市長の答弁からは、財政的には全く余裕がありませんから、

そんなことは間違っても言えない。そうであれば、今度は常に傍観をしていくと、眺めていく、相手が来てから立ち上がる、これでは我々下北人が、地域の人間が、この鉄道1本しかないという思いのときに、果たして守れるかというようなことがあるのです。

先日市長は、下北半島縦貫道路のシンポジウムにおいてになって、私は一生懸命下北半島縦貫道路のために働く、ミスター縦貫道になってもいい、これくらい言い切ったのです。どうでしょうか、下北半島縦貫道路できますか。大湊線が大正10年から敷かれて、もう85年になります。これをなくすよりは、下北半島縦貫道路に走るということではなくて、これをとにかく維持する。そのためには投資もしていくという覚悟がなければだめだと、私はそう思うのですけれども、いかがなものでしょう。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大湊線が廃止になるのかどうか、感想を述べよというふうなことなのですけれども、ただいまの部分は報道でありまして、この部分につきましては、先ほど壇上で申しあげましたように、当然喜んでおりますし、実務者レベルの段階でJR広報部のほうは、この発言はあったということを確認をしております。そういうふうなことでもありますので、近々私も行って確認をとって、しっかりと確約をとってきたいなと、このように思います。

また、この前段となる部分でJR大湊線連絡協議会、この中でお話が、その存続についてというふうなことを知っていたのかどうかと。それは、先ほどの企画部長の答弁のように、非常にデリケートな問題だと思います。先にこちらのほうから存続してくださいというふうな場合、それがまたプラスになるのか、そのことによってマイナスが出てくるのかというふうな危険性もあるわけでご

ざいます。非常にデリケートな問題だということ
はご理解はいただけるのではないかなと。

ただし、下北駅の駅舎の問題、それから大
湊駅前のフォルクロー口大湊の問題、さらに先般
行政報告の質疑にお答えいたしましたように、J
R東日本の社員の宿舎が大平地区に建ったとい
うふうなことを総合的に勘案しますと、希望的な観
測でありましたけれども、存続してくれるのだろ
うなと。しかしながら、これをあえてそういうこ
とだから存続するのですねという確認をとること
がまたマイナスになり得るということもあったよ
うな私は感じがいたしておりましたので、今後こ
の部分については、しっかりと私が出向くなりし
て確認を、この報道は間違いないというふうなこ
とでございますので、確認をしていきたいと、
このように思うところであります。

青い森鉄道へ負担をするべきだというニュア
ンスの部分で、積極的にこちらのほうから存続をす
るためには仕掛けていくべきではないかなという
趣旨かと思えますけれども、あくまでもJR東日
本で大湊線は存続するというのを今後確約をと
っていき、そしてJR大湊線の青い森鉄道への接
続の仕方、これらを積極的に私の立場としては連
絡をよくしていきたいと、こういうふうな思いで
ございます。現在のところ青い森鉄道への負担は
生じていないわけでございますので、この部分も
あえてこちらからお話をするということ以前に、
まず大湊線の利便性の向上、そして利用率の向上、
これに努めていかなければいけないと思えます。

また風対策、これは風対策をしないから乗客が
少ないのだとか、では風対策をとれば乗客がふえ
ると。卵と鶏みたいな議論、そういうふうなと
ころに持ち込まないようにして、しっかりとして利
用率を高め、利便性を高めると。利便性を高める
ことが利用率の向上になっていくと。そのために
は、青い森鉄道へのアクセス、それから例えば東

京からこちらのほうに来る時間帯、観光の時間帯
も非常に配慮した形の中で新幹線接続、そして青
い森鉄道接続という形の要望活動を強くしてい
きたいと、このように思います。ご理解をいた
きたいと思えます。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（富岡幸夫） デリケートな問題であり
ましたけれども、結果は明るく出てきましたので、積
極的に要望をお願いしたいと、このように思
います。

それで、残すためにどれだけ出資したかとい
うようなことがあれば、三沢市あたりでも2,600万
円ぐらいなのです、青い森鉄道に。我々今回定例
会でシライインに補助金を出したのが2,500万円
ぐらいですが、毎年発生するということになるわ
けです。そういうふうなことを、同じ土俵にのせ
ていいのかどうかは別として、将来にわたって
いろいろ下北の足を残すという意味では、心構えを
きちっとしていかなければならないなというふう
に思っております。

そこで、関連してですが、下北駅の整備状況
と申しますか、ちょっとお願いなのでありますが、
実は市長も同じメンバーでありました、私もそう
であって、ずっと中身を承知してきた下北駅周辺
整備促進協議会なるもの、蓮井会長の努力でも
って今日までようやくこぎつけられたのかなと多く
の協議会の会員はそう思っているところであり
ます。協議会で、実はここまで活動してきて目鼻が
立ってきたというふうなことで、将来のために、
下北駅周辺がもっともっと映えるようにとい
いませうか、中心地になるように、その協議会
で活動してきた皆さんから預かってきた幾らか
を寄附をしたいなというような腹があるよう
でございます。担当課の都市計画課のほうにお
聞きしますれば、モニュメントとかそういう
ふうな、大湊の駅前を整備した形のようなもの
があるようでございます。

まして、ぜひそういう思いをそういうところへ結びつけてもらえないかなというようなことをちょっとお願いをしたいと思います。事情はよくわかっておりますので、どういうものでも、これだけ地域のために貢献してきたというような方々の思いをどこか片隅につくってもらえればありがたいなど、こういうふうに思っております。

障がい者の雇用の件でありますけれども、実はきのうの新聞に、私この制度がどうなっているのかちょっとわからないのですが、国は来年通常国会に障害者雇用促進法の改正案を出すということなのですが、一向に民間の雇用が伸びないというようなことで、罰則規定を設けるというようなことでの法案なのです。大企業ではそれなりの確保はしているのですが、中小企業はと言っているのですが、300人規模を100人規模にするとか、そういう話があるのです。これちょっと制度のことはよくわかりません。いずれにしても、我々の地区が、先ほど壇上で申し上げましたように、冷え込んで、その人たちが困っているという現状は間違いないのです。それはもう、市長も肌で感じていると思うのです。それを我々民間に求めても、もう限界が来ていると。

というのは、こういう言い方をすると、その対象の方に大変失礼なのですけれども、いろんな意味で経営者がそれに時間をとっていることが難しいというのが現状だと思うのです。だからといってお役所にというふうなことではないのですけれども、やはりそのどうにもならない部分は公的なところできちっとお預かりするといえますか、何かの施策を考えるとというふうなことをしてもらいたいなど、こう思うのですけれども、その辺いかがでしょう。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ワークシェアリングもやはりそういうふうな意味で必要であろうと思います

し、その部分については十分認識をしているつもりであります。非常にその部分でもやはり心を痛めている一人でもありますので、今後できるだけそのような場面をつくっていきいたいなど。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（富岡幸夫） 最後に、できればその件で、お役所で努力されるということはもちろんありがたい話で結構なのですが、もう一步踏み込んで、指定管理者制度なるもので、いろいろなところでお役所が管理しなければならないという、雇用していかなければならないということがあるわけです。そういうところにも条件を付すというような、条件を付すというのは、ちょっときついかもわかりませんが、努力目標としてそういうふうなことまでも付していくというようなこと、またはそれに近いことをやっていくというようなことをちょっとお約束してもらえませんか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） やはり指定管理者の方々にも、その条件を付すということはなかなかやっぱり難しいと思いますけれども、現在多分この議会の様子を指定管理を受けているの方々も多く聞いていると思いますし、さまざまな悩みをお持ちの方々に対してのやはり配慮もあるものだと期待をしつつ検討していきたいと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） これで、富岡幸夫議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。12月17日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、12月17日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、明12月15日及び16日は休日のため休会とし、12月18日は澤藤一雄議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行い、その後議案第103号を議題とし、条例制定請求代表者が意見を述べた後、市長に対する質疑を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時02分 散会